

北区公共施設等総合管理計画

平成 29 年 2 月



目次

第 I 章	北区公共施設等総合管理計画	1
1	計画の目的 ～計画策定の背景～	1
2	計画の位置付けと国の計画との関連	2
3	対象となる施設	3
第 II 章	区の公共施設等の現状と課題	4
1	公共施設等の現状	4
(1)	保有管理する施設	4
(2)	建築物延床面積・人口による近隣自治体(23区)との比較	6
(3)	公共建築物の竣工状況	7
(4)	橋りょうの架設状況・公園の開園状況	8
2	人口推移	9
(1)	人口推移	9
(2)	将来人口推計	10
3	財政状況	12
4	公共施設等の更新にかかる経費の見通し	14
第 III 章	総合的な管理に関する基本的な考え方『総括編』	15
1	計画期間	15
2	取組体制	15
3	現状や課題に関する基本認識 ～現状からみえる課題～	16
(1)	公共施設等の現状	16
(2)	人口推移	16
(3)	財政状況	16
(4)	公共施設等の更新にかかる経費の見通し	16
(5)	施設に対する区民意識(北区民意識・意向調査)	17
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	18
(1)	点検・診断等の実施方針	18
(2)	維持管理・修繕・更新の実施方針	18
(3)	安全確保の実施方針	18
(4)	耐震化・長寿命化の実施方針	18
(5)	統合や廃止の実施方針	18
(6)	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制	18
5	公共施設マネジメント方針 ～5つの視点～ (建築物)	19
6	フォローアップの実施	21
第 IV 章	施設類型別の管理に関する基本方針『施設類別編』	22
1	公共建築物	22
(1)	公共施設マネジメント方針を実現させるための方策	22
(2)	施設総量の削減目標	24

(3) 施設類別基本方針	25
2 インフラ施設.....	40
(1) 道路	40
(2) 橋りょう.....	41
(3) 公園	43
資料編.....	45
1 公共施設等総合管理計画の概要:総務省資料	47
2 インフラ施設.....	48
(1) 橋りょう.....	48
(2) 公園	49

第I章 北区公共施設等総合管理計画

1 計画の目的 ～計画策定の背景～

北区ではこれまで、区民サービスの向上や生活基盤の充実のために、多くの公共施設(建築物)や道路・橋りょうなどのインフラを計画的に整備してきましたが、現在、昭和 60 年以前に建設された建築後 30 年以上を経過している建築物は、施設数では全体の約 56%、延床面積では全体の 61%を占め、大規模改修や建替え、更新等の時期に差し掛かっています。そのため、今後、建替えや改修にあたり多額の費用が必要となります。

限られた財源の中で区民サービスの向上を図るためには、公共施設のあり方を見直し、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設マネジメントに取り組む必要があることから、北区では区の建築物について平成 25 年 7 月に「北区公共施設再配置方針」を策定し、総量抑制や長寿命化等への取り組みを進めてきました。

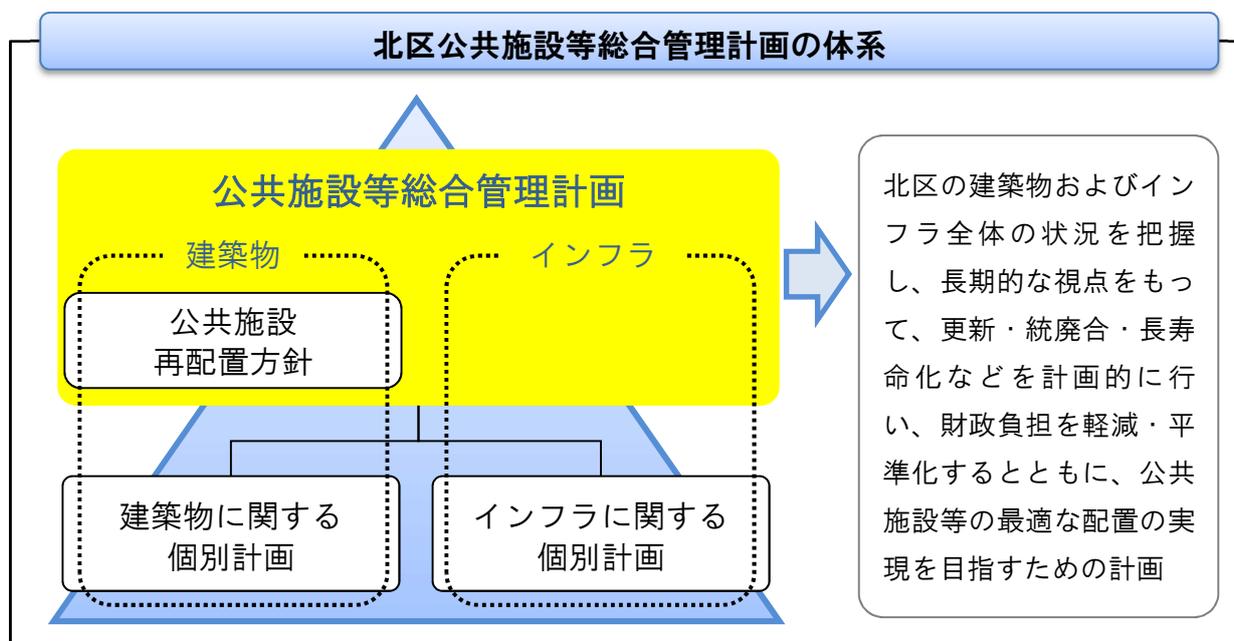
一方、国においては、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどを目的とした、「インフラ長寿命化基本計画」を平成 25 年 11 月に策定し、インフラの老朽化対策を推進する姿勢を明確に打ち出し、また、各地方公共団体に対しては将来を見据えた公共施設・インフラの管理に関する基本的な考え方などを示す、総合管理計画の策定を要請しています。

北区では、これまで「北区公共施設再配置方針」のほか「区有施設保全計画」「北区橋梁長寿命化修繕計画」「北区公園施設長寿命化計画」等を策定し、インフラを含めた各施設の長寿命化や安全管理、コストの平準化、適正化に取り組んできましたが、国の要請を踏まえ、今回、インフラを含めたすべての公共施設を対象に、区の状況や公共施設等の現状から課題や基本的な考え、基本方針を整理した「北区公共施設等総合管理計画」を策定することとしました。

公共施設等総合管理計画は、今後、財政状況が厳しさを増す中で人口減少・人口構造の変化等により公共施設等の利用・需要の変化を予測し、長期的な視点でインフラを含めた本区の公共施設等について、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示す計画として策定します。

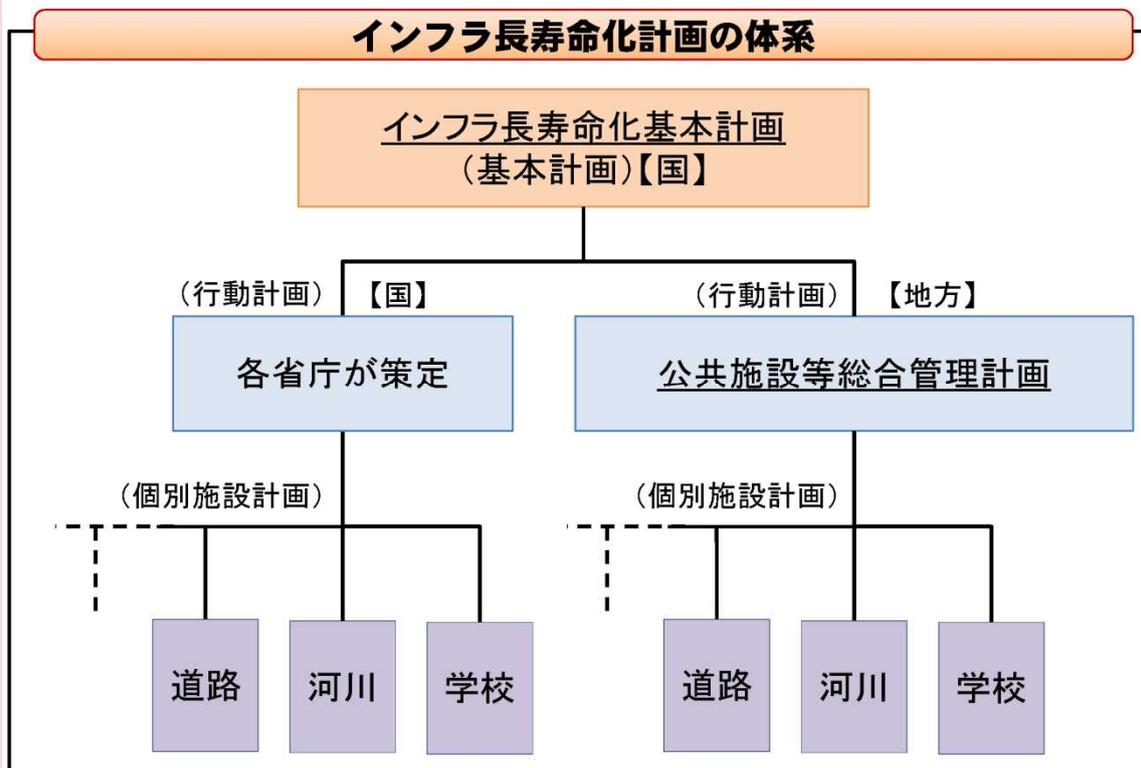
2 計画の位置付けと国の計画との関連

北区公共施設等総合管理計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において要請されている、地方公共団体の行動計画として位置づけ、区の建築物については、平成25年7月に策定した「北区公共施設再配置方針」の考え方を踏まえた、インフラを含めた本区の公共施設等について総合的・計画的にマネジメントしていくための、基本的な方針を示す計画として策定します。



【参考】公共施設等総合管理計画の概要:総務省資料

平成 26 年 4 月 22 日
自治財政局財務調査課

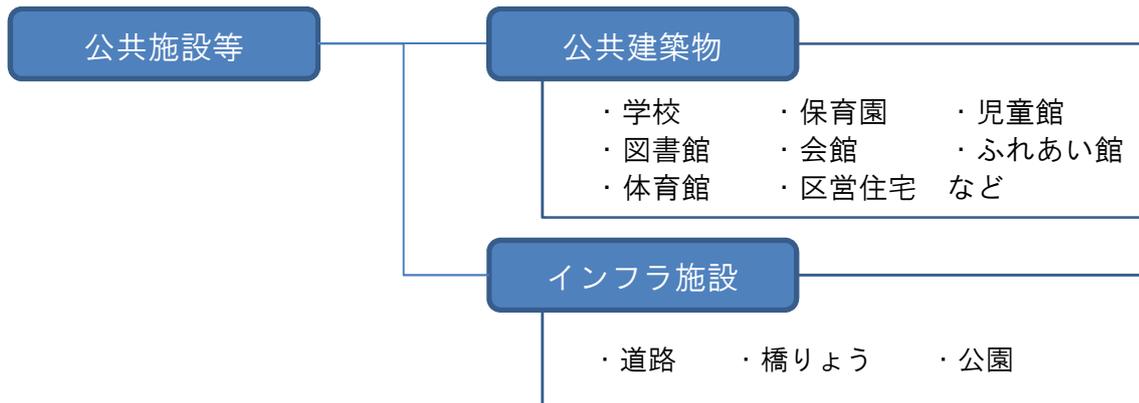


3 対象となる施設

本区が保有している「公共建築物」と「インフラ施設」を対象とします。

本計画で対象となる「公共建築物」とは、区が保有・管理する主要な施設(学校や保育園、児童館、図書館、会館、ふれあい館、体育館、区営住宅などの施設)になります。

また、本計画で対象となる「インフラ施設」とは、社会基盤を形成している区が管理する道路、橋りょう、公園になります。



第II章 区の公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の現状

(1) 保有管理する施設

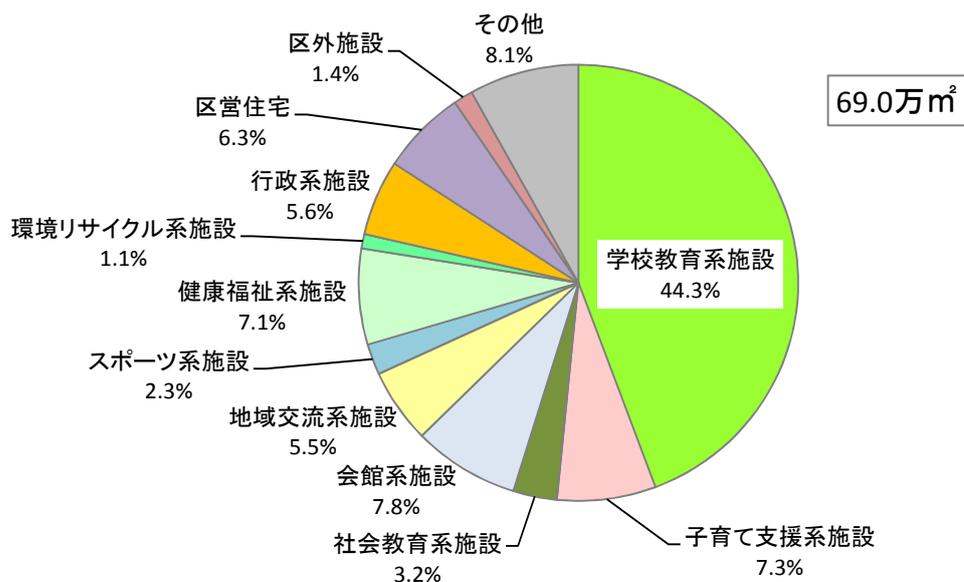
公共建築物の総延床面積は約 69.0 万㎡、施設数は 615 施設

インフラ施設の規模は道路約 336km、橋りょうは約 1,402m(31 橋)、公園は約 96.9 万㎡(211 箇所)

1) 公共建築物

北区が保有・管理するすべての建築物の総延床面積は約 69.0 万㎡です。施設数は 615 施設あります。そのうち学校教育系施設が約 30.6 万㎡あり、全体の 44.3%を占めています。次いで、北とぴあを含む会館系施設が約 5.4 万㎡(7.8%)、保育園、児童館等の子育て支援系施設が約 5.0 万㎡(7.3%)を占めています。

図表 1 公共建築物の延床面積、構成比(平成 28 年 3 月 31 日現在)



用途	主な施設	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
学校教育系施設	小学校・中学校・教育未来館	53	305,515.31	44.3
子育て支援系施設	保育園・幼稚園・児童館・児童室	103	50,081.57	7.3
社会教育系施設	図書館・文化センター	18	22,310.87	3.2
会館系施設	北とぴあ・会館	3	54,012.05	7.8
地域交流系施設	ふれあい館・区民センター	40	38,064.85	5.5
スポーツ系施設	体育館・プール・スポーツ多目的広場	18	15,726.49	2.3
健康福祉系施設	高齢者福祉・障害者福祉	33	49,014.84	7.1
環境リサイクル系施設	清掃事務所・エコ広場館・みどり環境の情報館	11	7,274.52	1.1
行政系施設	地域振興室・区民事務所・庁舎	42	38,790.01	5.6
区営住宅	区営住宅	13	43,277.39	6.3
区外施設	しらかば荘、岩井学園	3	9,826.72	1.4
その他	セレモニーホール、自動車駐車場、公園便所等	278	55,736.11	8.1
合計		615	689,630.73	100.0

2) インフラ施設

北区が保有・管理するインフラ施設の規模は、道路約 336km、橋りょう約 1,402m(31 橋)、公園約 96.9 万㎡(211 箇所)となっています。

図表 2 インフラ施設の規模(平成 28 年 3 月 31 日現在)

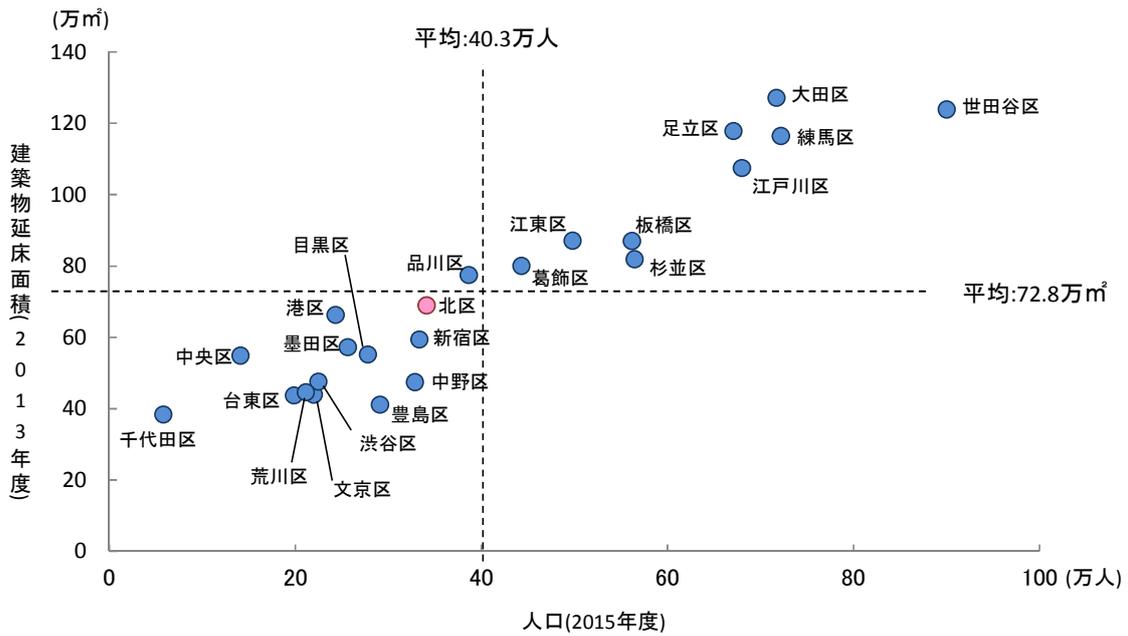
用途	主な施設	規模
道路	区道	約 336km
橋りょう	跨線橋、人道橋、歩道橋など	約 1,402m(31 橋)
公園	公園・緑地、児童遊園、遊び場、まちかど広場など	約 968,665 ㎡ (211 箇所)

(2) 建築物延床面積・人口による近隣自治体(23区)との比較

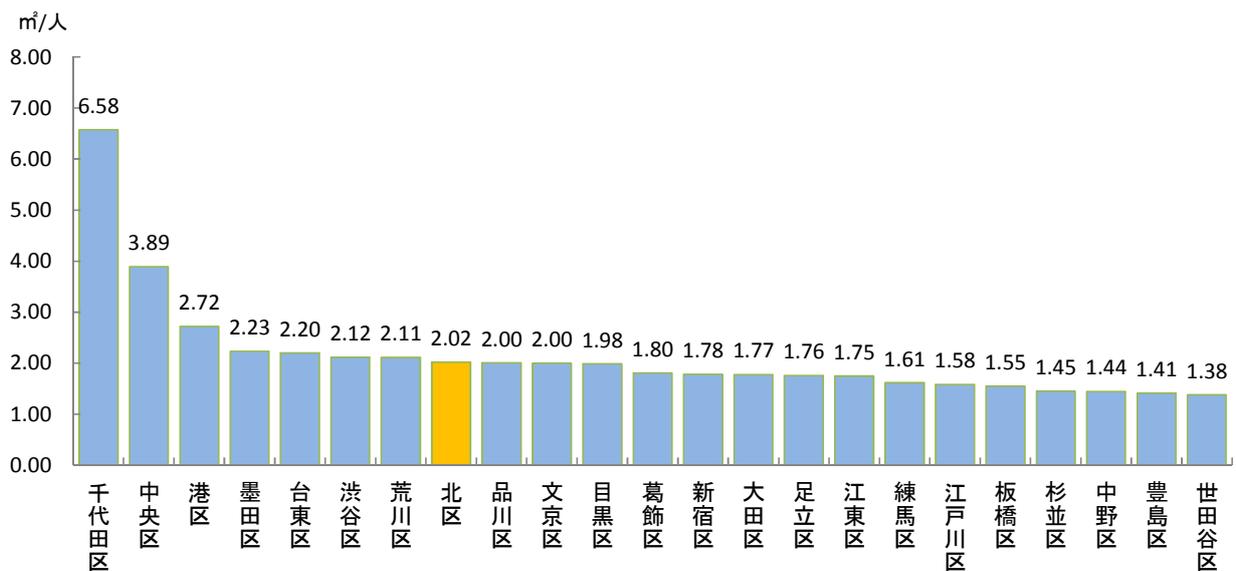
北区の人口、建築物延床面積は、近隣自治体の平均付近に位置している
一人あたりの建築物延床面積は 23 区の中で 8 番目の 2.02 m²/人

近隣自治体と比較すると、北区の人口は 23 区のうち 11 番目に位置します。建築物延床面積(行政財産)も 23 区のうち 11 番目に位置しており、23 区の中では人口・建築物延床面積は平均に近い位置となっています。また、一人あたりの建築物延床面積は 2.02 m²/人で、23 区のうち 8 番目となっています。

図表 3 建築物延床面積(2013 年度)および人口(2015 年度)の近隣自治体比較



図表 4 一人あたりの建築物延床面積による近隣自治体比較



※総務省『市町村経年比較表(平成 18 年度～25 年度)』

※出典:総務省統計局『平成 27 年国勢調査 人口速報集計結果』

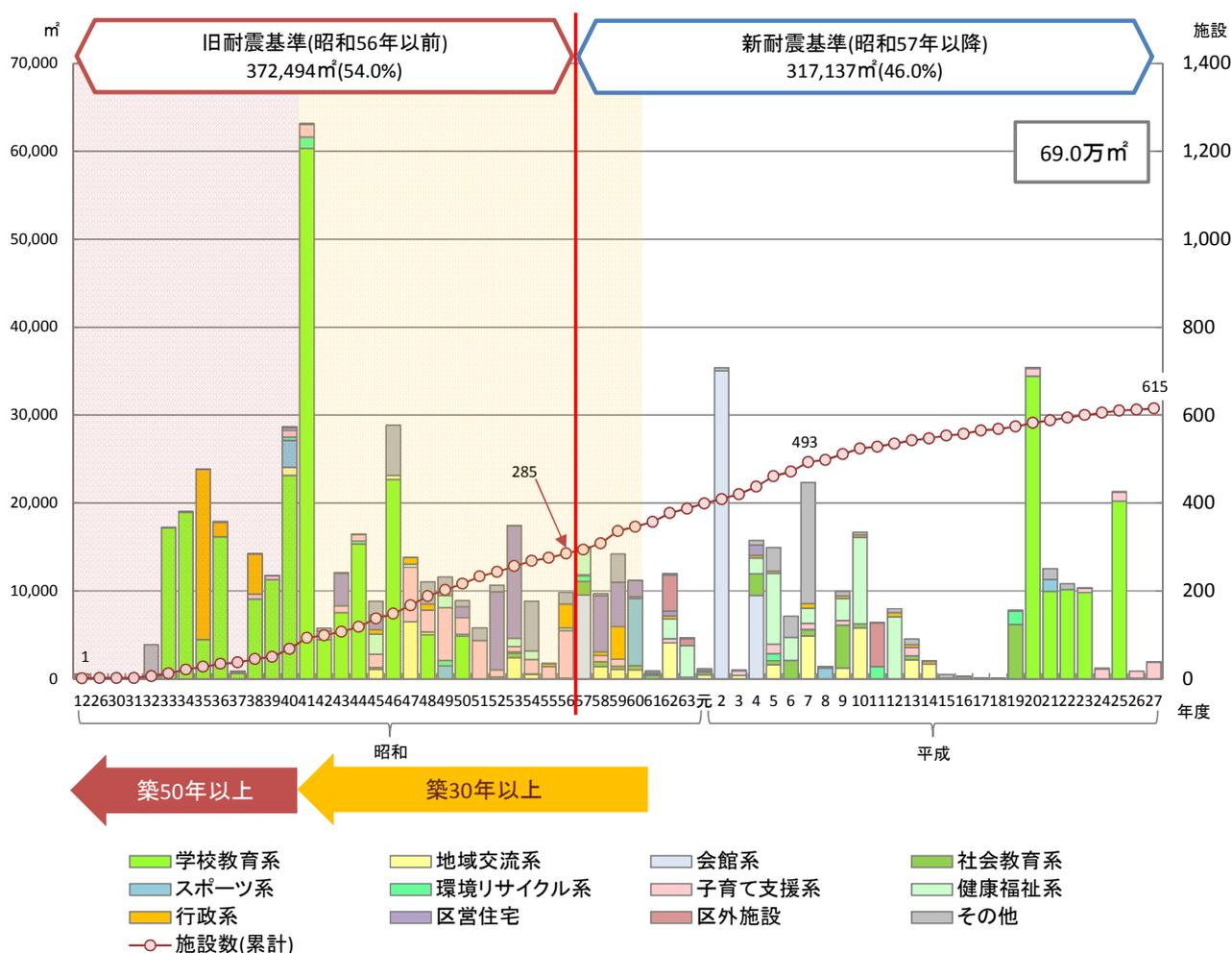
(3) 公共建築物の竣工状況

北区の建築物のうち建築後 30 年を経過している施設は施設数で 56%、平米数で 61%

北区が保有する全ての建築物の総延床面積は約 69.0 万㎡です。施設別にみると、学校教育系施設が約 30.6 万㎡あり、全体の 44.3%を占めています。これらの多くの施設は昭和 30 年代から 50 年代にかけて整備されており、古い施設から老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建替えが必要となります。

一般に、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 50 年程度が経つと建替えが必要となるといわれており、建築後 30 年以上経過している施設は 346 施設(約 42 万㎡)、50 年以上経過している施設が 68 施設(約 13.8 万㎡)あることから、今後、大規模改修・建替えの大きな波が訪れることが見込まれます。

図表 5 築年別用途別建築物延床面積、施設数(平成 28 年 3 月 31 日現在)

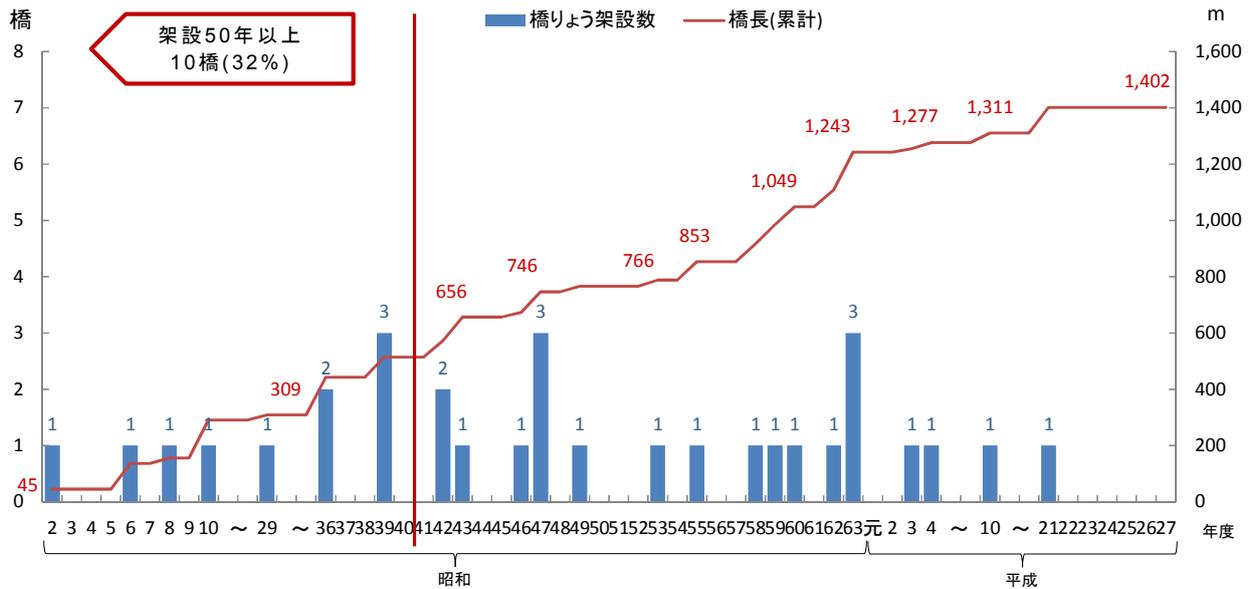


(4) 橋りょうの架設状況・公園の開園状況

北区の橋りょうは全体の約 32%(10 橋)が架設後 50 年を経過している
 北区の公園は昭和 50 年代までの開園が多く、遊具や工作物等の老朽化が進んでいる

北区が管理している橋りょうは現在 31 橋あります。最も古い橋りょうは昭和 2 年に架設されています。架設後 50 年を経過している橋りょうが全体の 32%(10 橋)を占めています。

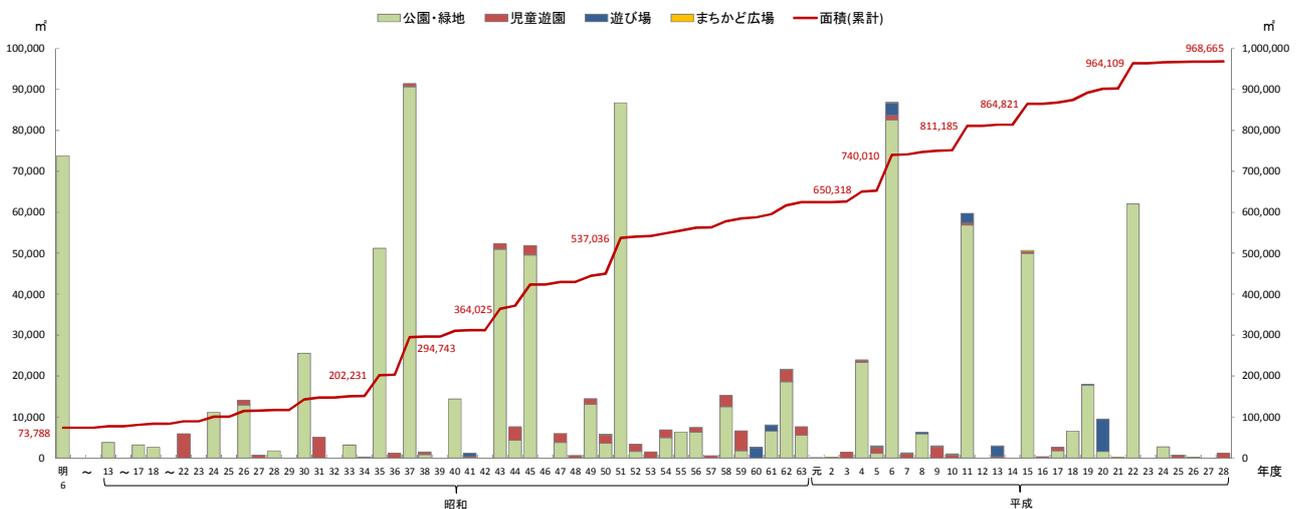
図表 6 橋りょう架設数および橋長



※出典:北区橋梁長寿命化修繕計画(平成 27 年度)

北区の公園の規模は、現在約 96.9 万㎡となっています。内訳は公園・緑地が 84 箇所で約 88.3 万㎡、児童遊園が 96 箇所で約 6.2 万㎡、遊び場が 14 箇所で約 2.2 万㎡、まちかど広場が 17 箇所で約 0.2 万㎡あります。これらの公園は昭和 50 年代までの開園が多く、遊具や工作物等の老朽化が進んでいます。

図表 7 公園開園年別面積



2 人口推移

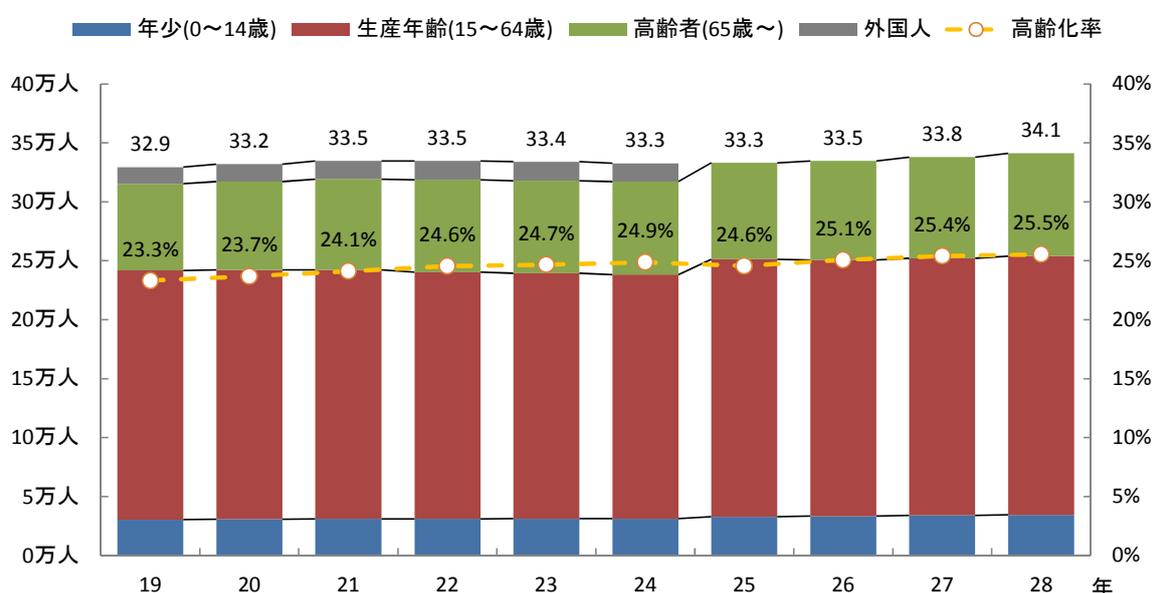
(1) 人口推移

北区の人口は平成 25 年以降増加傾向にあり、平成 28 年現在約 34 万人

北区の人口は、平成 26 年までは横ばいでしたが、平成 27 年以降は増加傾向にあり、平成 28 年現在で約 34 万人となっています。

高齢化率については、年々上昇しており、平成 28 年では 25.5%で人口の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。また、北区の高齢化率は 23 区の中で最も高く、23 区平均より 3.9 ポイント、23 区最低値より 9.3 ポイント高くなっています。

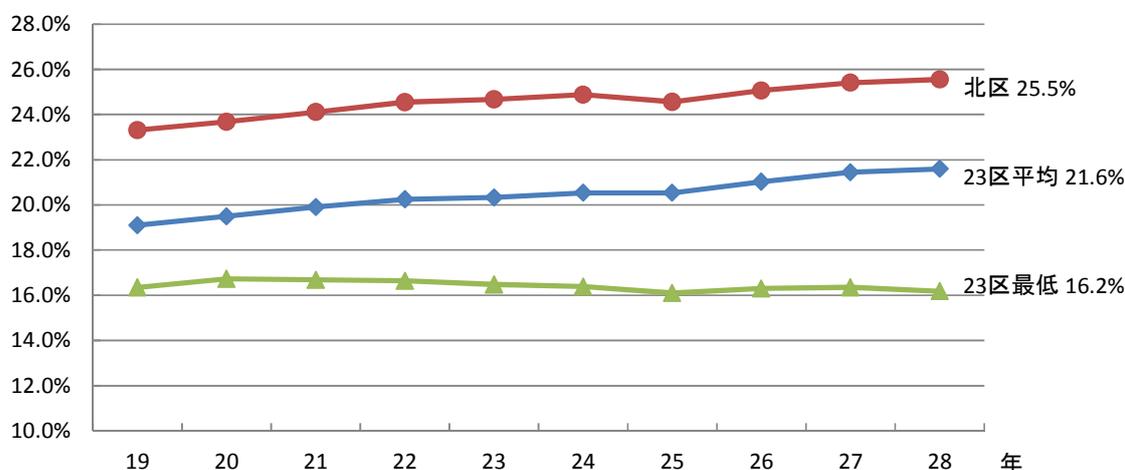
図表 8 人口推移



※数値は各年 1 月 1 日現在の各年住民基本台帳人口(平成 25 年以降は外国人人口を含む)

※平成 24 年までの高齢化率は、外国人人口を除いた総数(年少+生産年齢+高齢者)を分母として算出。

図表 9 23 区の高齢化率の推移



資料:公益財団法人特別区協議会『住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別・年齢別)』

※数値は各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口(平成 25 年以降は外国人人口を含む)

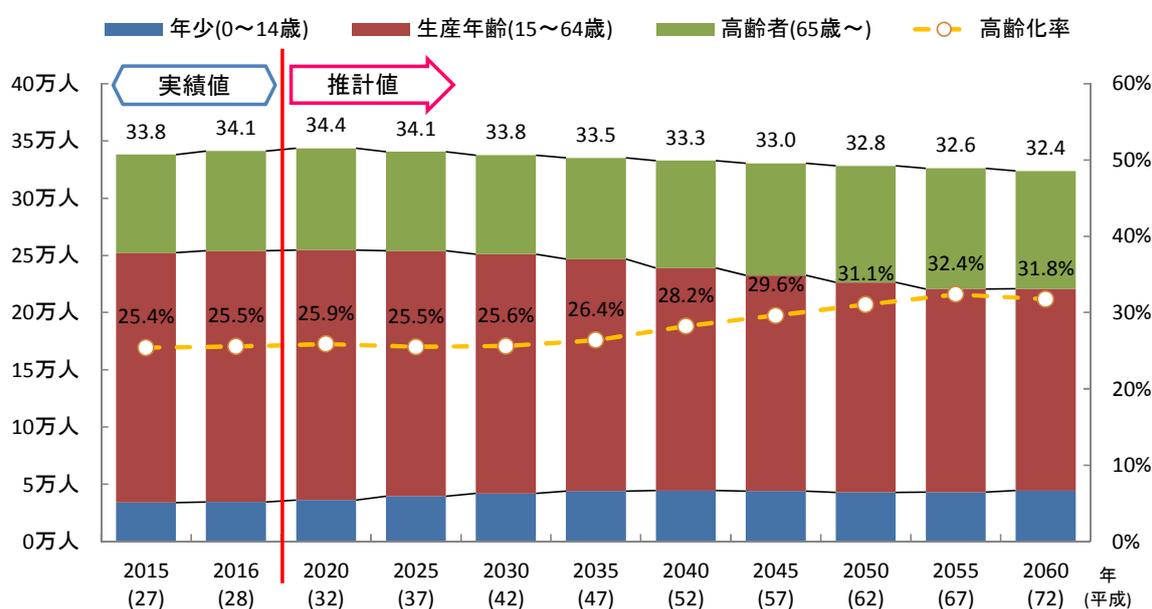
(2) 将来人口推計

今後、北区の人口は減少傾向へ

平成 28 年 3 月に策定した「北区人口ビジョン」における北区独自推計では以下の 2 パターンの推計結果が出ています。①②とも将来的に人口は減少する傾向となっており、特に独自推計②では 2060 年(平成 72 年)の人口は 30 万人を下回ると推計されています。

また、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加により高齢化率が上昇し、2060 年(平成 72 年)には独自推計①では約 32%、独自推計②では約 37%の高齢化率になると推計されています。

図表 10 将来人口推計および高齢化率(独自推計①)

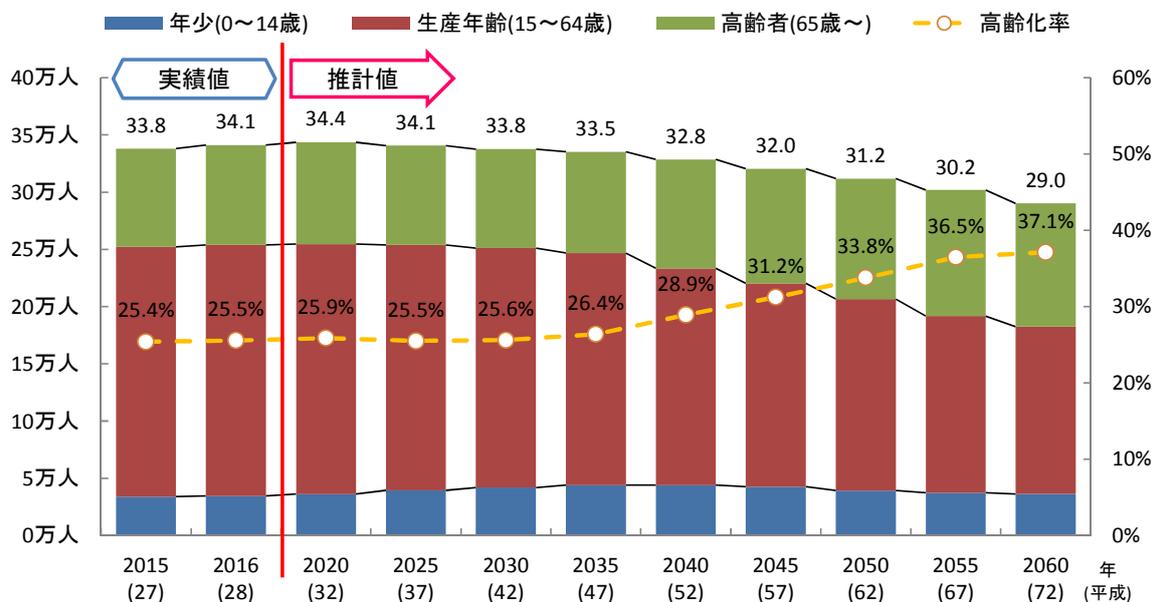


出典:北区人口ビジョン平成 28 年(2016 年)3 月

【参考】合計特殊出生率、純移動率の仮定値(独自推計①)

合計特殊出生率	純移動率	
	2010 年~2020 年まで	2020 年以降
2020 年: 1.35 2030 年: 1.65 2040 年以降: 1.80	2010 年→2015 年の北区 住民基本台帳人口から算 出した純移動率を使用	国立社会保障・人口問題 研究所が推計した北区の純 移動率を使用

図表 11 将来人口推計および高齢化率(独自推計②)



出典:北区人口ビジョン平成 28 年(2016 年)3 月

【参考】合計特殊出生率、純移動率の仮定値(独自推計②)

合計特殊出生率	純移動率	
	2010 年~2020 年まで	2020 年以降
2020 年:1.35 2030 年:1.65 2040 年以降:1.80	2010 年→2015 年の北区 住民基本台帳人口から算 出した純移動率を使用	2035 年→2040 年に人口 移動が均衡した(移動がゼ ロとなった)と仮定

3 財政状況

歳出のなかで扶助費が増加し、歳出の32%を占める

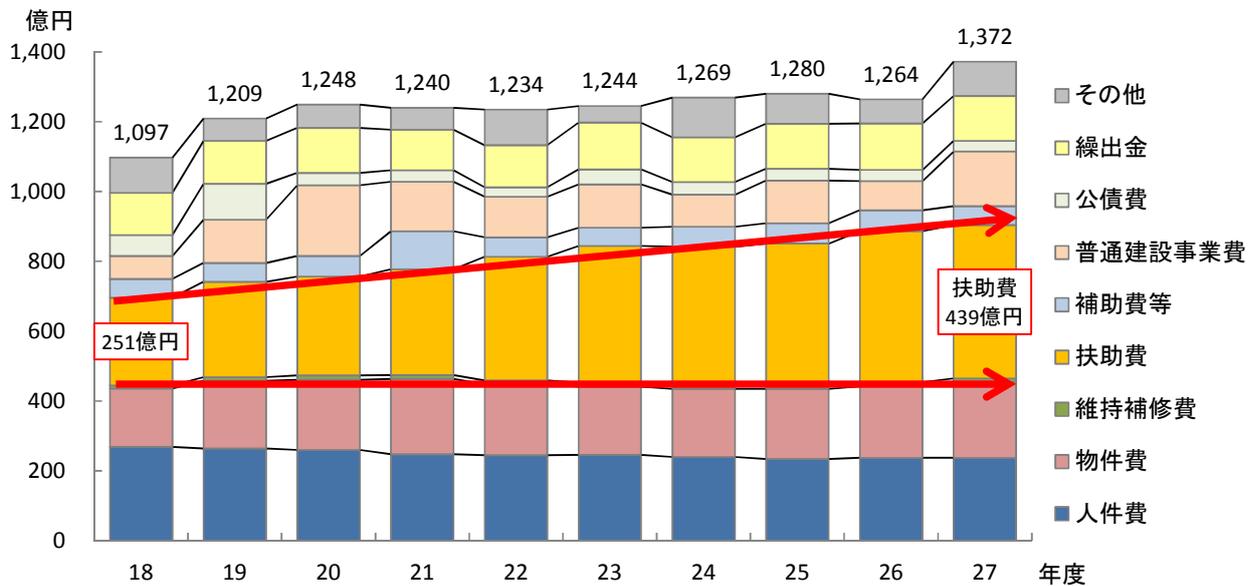
平成18年度から決算の推移をみると、人件費、公債費が減少しているのに対し、扶助費が増加していることがわかります。扶助費は、保育所待機児童解消対策の推進や、23区の平均を上回る高齢化の進行などにより、増加傾向が続いています。平成18年度には約251億円(歳出の約23%)でしたが、平成27年度には約439億円となっており、歳出の約32%を占めています。

歳入については、緩やかな景気回復や人口増加により特別区民税は平成24年度から4年連続で増加しています。ただし、区は歳入の約3割を特別区交付金に依存していますが、特別区交付金は国の法人税収の動向など景気変動の影響を受けやすいため、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念され、先行きは不透明な状況です。

加えて、人口ビジョンにおいて将来的な人口の減少が推計されていることから、長期的には区税収入についても減少が予想されます。

そのため、今後は大幅な歳入増は期待できない一方、扶助費等の義務的経費がこれまで同様増加していくものと考えられ、財政状況は厳しくなっていくと予想されます。

図表 12 歳出の推移(普通会計)

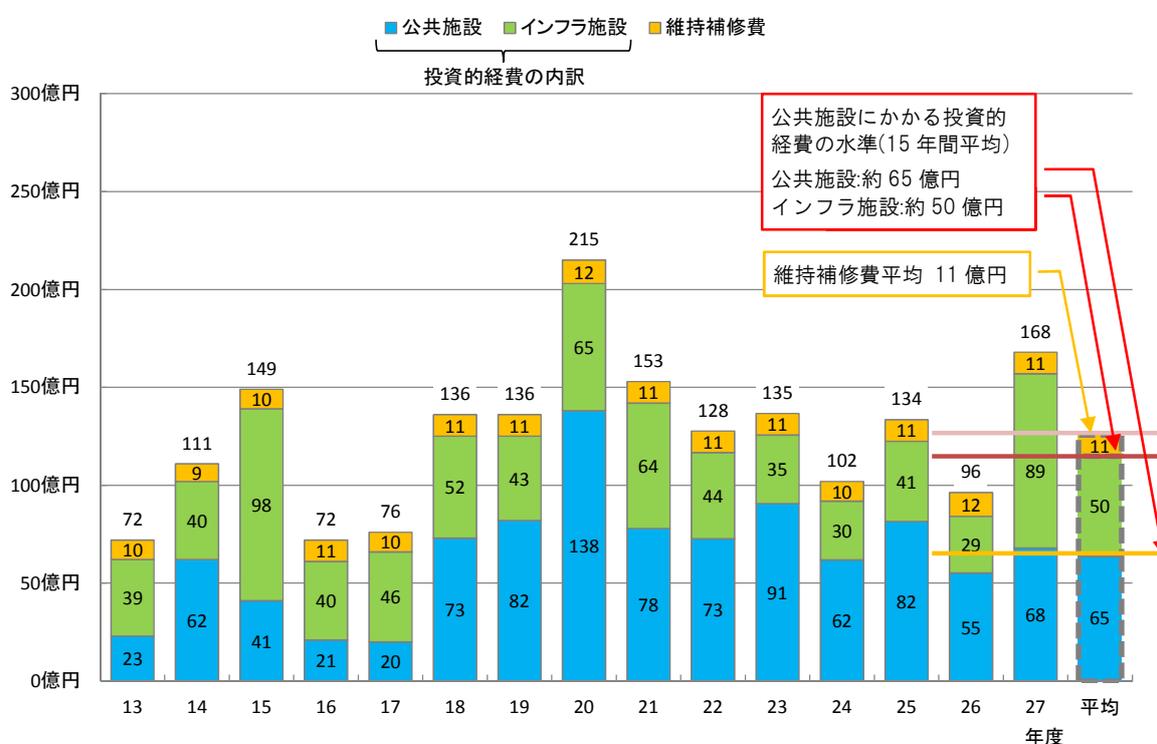


公共施設等にかかる投資的経費は、公共施設年間約 65 億円、インフラ施設年間約 50 億円

最近 15 年間の公共施設等の整備や維持補修に要する経費をみると、最小が平成 13 年度及び 16 年度の 72 億円、最大が平成 20 年度の 215 億円となっています。直近の平成 27 年度決算の投資的経費の内訳をみると、公共施設(建築物)への投資は 68 億円、インフラ施設(道路・橋りょう・公園)への投資は 89 億円となります。

公共施設等にかかる投資的経費の水準は、公共施設(建築物)が年間あたり平均約 65 億円、インフラ施設(道路・橋りょう・公園)が年間あたり平均約 50 億円と推定されます。

図表 13 公共施設等の整備・維持補修にかかる経費



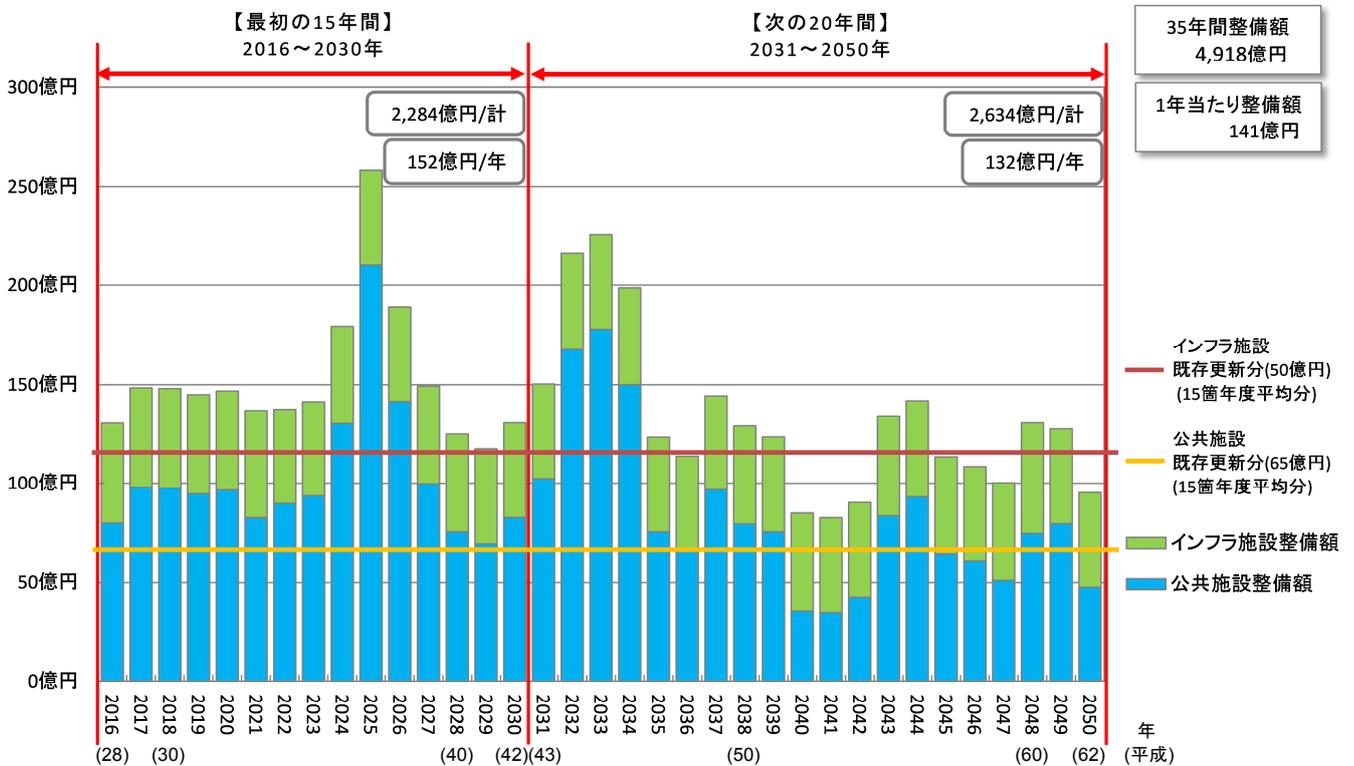
※大規模修繕等経費は投資的経費に含まれる。
 ※投資的経費には東日本大震災復旧費用の災害復旧事業費は含んでいない。

4 公共施設等の更新にかかる経費の見通し

公共施設等にかかる投資的経費の過去 15 年間の平均は年間約 115 億円であるのに対し、2050 年(平成 62 年)までの 35 年間では年間約 141 億円が必要

2050 年(平成 62 年)までの将来コストを試算すると、最近 15 年間の公共施設等に投じている投資的経費の平均が約 115 億円(公共施設約 65 億円、インフラ施設約 50 億円)であるのに対し、2050 年(平成 62 年)までの 35 年間は年間約 141 億円が必要となります。特に、2030 年(平成 42 年)までの 15 年間は年間約 152 億円が必要となり、コストの低減と財源の確保が必要となります。

図表 14 公共施設等の更新にかかるコスト試算



〈試算条件〉

- 建築物の標準的な耐用年数を 65 年として 65 年を経過した施設を建替える。
- 30 年経過した施設は大規模改修を行う。
- 毎年老朽箇所修繕を行なう。
- 建替え及び大規模改修は、特定の年度に負担が大きくなる現象を抑えるために、建替えについては、3 年間に割り振り計上する(計画、設計、工事を含む期間)。大規模改修については、2 年間に振り分け計上する。
- 既に大規模改修の時期を過ぎているものは、半数については既に老朽化対策が行われているものとし、残りの半数を 10 年間にわたり改修を行うものとする。

第Ⅲ章 総合的な管理に関する基本的な考え方 『総括編』

1 計画期間

計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年とします。

なお、北区公共施設再配置方針における公共施設等整備の考え方との整合を図る必要性が生じた場合やその他関連する個別計画の大きな変更や新規の策定があった場合、ならびに、経済情勢をはじめとした社会情勢の急激な変化等があった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うことがあります。

2 取組体制

本計画の取組みを推進していくにあたっては、財政や各種計画、行政サービスなど様々な部門に関連します。そのため、施設に関する情報や計画の進捗状況等について各担当課と連携し、組織全体で取組みます。

なお、本計画を着実に実施していくため、経営改革本部のもと、本計画の進捗状況について適切に進行管理を行っていきます。

3 現状や課題に関する基本認識 ～現状からみえる課題～

(1) 公共施設等の現状

北区と近隣自治体を比較すると、建築物延床面積(行政財産)・人口ともに23区平均に近い位置にありますが、区民一人あたりの建築物延床面積は2.02 m²/人で、23区のうち8番目に高い数値となっています。また、施設の老朽化の状況を考えると、今後は改修や再配置について検討していく必要があります。

建築物では建築後30年を経過している施設は施設数で56%、延床面積では61%を占め、橋りょうでは全体の32%(10橋)が架設後50年を経過しており、公園は遊具や工作物等の老朽化が進んでいます。

インフラ施設を含めて北区が保有している多くの公共施設等は老朽化が進んでおり、今後は多額の大規模改修費用や更新費用が必要となります。老朽化が進んでいる施設については、存続させていく施設と削減する施設を精査のうえ、総量の抑制を検討する必要があります。

(2) 人口推移

「北区人口ビジョン」における北区の独自推計では、人口は2020年(平成32年)以降は減少に向かうと推計されています。同時に生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加により高齢化率が将来的に30%を上回る推計となっています。北区は現在、23区で最も高い高齢化率となっており、高齢化率は高いまま推移していくと予想されています。

今後は、人口減少及び人口構造の変化により公共施設等へのニーズが変化することが予測されるため、状況変化に対応した施設規模・機能の見直しを行い、公共施設等の有効活用を検討し、行政サービスを維持していく必要があります。

(3) 財政状況

区の歳出の推移をみると、人件費、公債費が減少しているのに対し、扶助費が増加しています。扶助費は、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法等の法律に基づいて支出する義務的経費であり、平成18年度は約251億円(歳出の約23%)であったのに対し、平成27年度には約439億円(歳出の約32%)まで膨れ上がっています。今後も、保育所待機児童解消対策や高齢化社会の進行等の影響から、引き続き扶助費の増加傾向が続いていくと想定されます。

あわせて、景気の変動を受けやすい特別区交付金に歳入の約3割を依存している状況や市町村民税法人分の一部が国税化されたことによる特別区交付金への影響、将来的な人口減少による区税収入の減少を考慮すると、施設の大規模改修や建替えなどに必要な多額の費用の財源を確保し続けることが困難な状況となっています。

(4) 公共施設等の更新にかかる経費の見通し

公共施設等の更新にかかる投資的経費の最近15年間の平均は、公共施設(建築物)が年間あたり平均約65億円、インフラ施設(道路・橋りょう・公園)が年間あたり平均約50億円であり、合計すると年間あたり平均約115億円となっています。

一方、2050年(平成62年)までの35年間の将来コストを試算すると、年間約141億円の投資的経費が必要との結果となり、過去15年間の平均額との差は約26億円となります。特に、2030年(平成42年)

までの 15 年間は年間約 152 億円が必要との試算結果となり、過去 15 年間の平均額との差は約 37 億円に広がります。

財政状況における扶助費の増加傾向や生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少等が予想されることから、今後も同程度の公共施設等への投資的経費を捻出することは困難と言わざるを得ません。

そのため、限られた財源を有効に活用し、必要な行政サービスを提供し続けるために、公共施設等の総量の抑制や事業コスト、維持管理費の削減などに取組む必要があります。

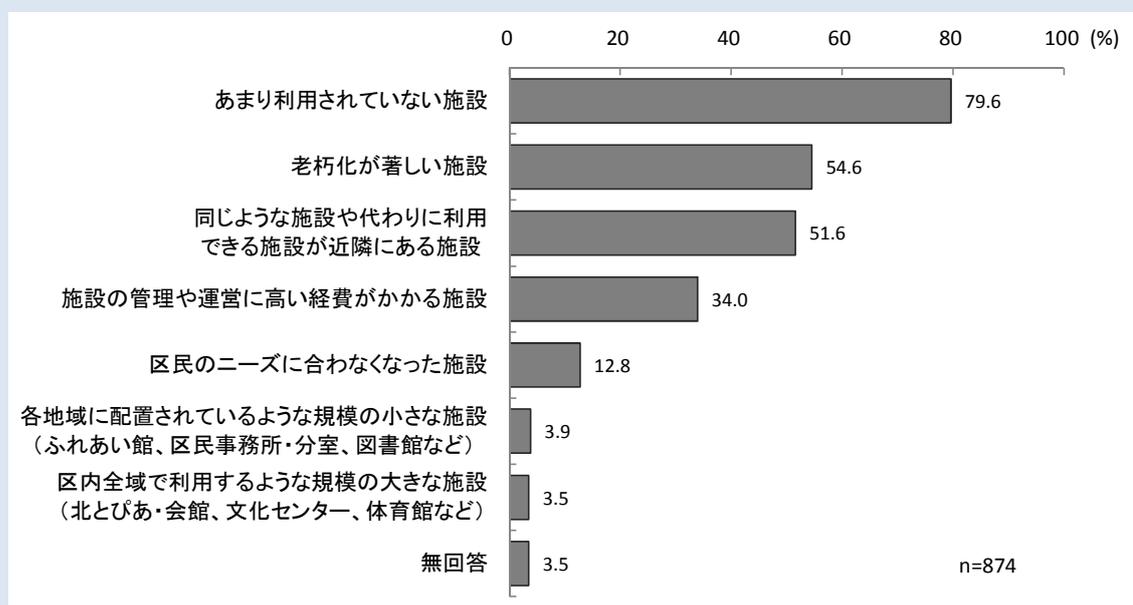
(5) 施設に対する区民意識(北区民意識・意向調査)

平成 28 年 6 月に実施した区民アンケート(北区民意識・意向調査)の結果では、公共施設にかかる経費を削減するために施設の数減らしていかなければならなくなった場合、どのような状況の施設から削減していけば良いかとの設問に対し、「あまり利用されていない施設」(79.6%)が 8 割近い高い回答でした。

こうした区民の意見を本計画に反映しながら、施設規模・機能の見直しを行い、公共施設等の総量の抑制や有効活用を検討し、区民のニーズに対応した行政サービスを提供していく必要があります。

【参考】北区民意識・意向調査

問: 公共施設にかかる経費を削減するために、施設の数減らしていかなければならなくなった場合、どのような状況の施設から削減していけば良いと考えますか。



4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建築物・インフラ施設ともに、法に基づく定期点検や日常的な保守点検を実施することで施設の機能を損なうことのないよう努めるとともに、点検により把握した劣化状況から施設の優先順位をつけたうえで修繕工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針

建築物・インフラ施設ともに予防保全型の維持管理を行い、修繕・改修を定期的に行うことで故障や性能劣化による施設の運営停止を抑制します。また、施設の維持・修繕情報を一元管理し、計画的な修繕につなげるとともにコストの削減や毎年度の平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

建築物・インフラ施設ともに点検・診断により、事故につながる恐れのある危険箇所が発見された場合には、すみやかに安全確保の対策を講じるとともに、必要に応じて修繕等を行い、安全性を確保していきます。

(4) 耐震化・長寿命化の実施方針

建築物の耐震化は平成20年3月に策定した「東京都北区耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な区有建築物の補強工事を計画的に進めた結果、平成27年度末の耐震化率は約94.4%となっています。

また、建築物の長寿命化については区有施設保全計画において「建築物のライフサイクルコスト／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」にて示されている使用年数65年を目標使用年数と設定し、それぞれの施設の改修計画のシミュレーションを行ったうえで建築後30年の経過を目安に、大規模な改修工事を実施します。

インフラ施設の長寿命化については各個別計画に基づいた点検・診断等を実施し、点検結果から健全度の判定を行います。健全度が低いと判定された施設から順次改修を行い、その機能の回復を図り、安全な状態を維持していきます。

(5) 統合や廃止の実施方針

建築物については統廃合や複合化等を伴わない新たな施設の建設は、コスト面の将来負担が更に大きくなるため、今後は抑制し、将来コストの縮減に努めます。なお、新たな建築物を計画化する際は、総量抑制の観点から、同程度の建築物を縮減します。

また、地域の実情や区民ニーズに合わせ、どの「機能」をどのように配置していくべきかを見極め、施設用途の転換、他施設との機能集約による集約化・複合化、統廃合・廃止などを検討していきます。

インフラ施設については統合や廃止が難しい状況のため、今後の区民ニーズや財政状況を考慮したうえで計画的な維持管理や整備を行い、そのコストの縮減化や平準化に努めます。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

固定資産台帳を整備のうえ、各施設のコストや資産情報を一元的に管理し、効率的な運営が行える体制について検討していきます。

5 公共施設マネジメント方針 ～5つの視点～ (建築物)

これまで述べてきたとおり将来的に区施設への多額の更新費用の捻出が難しい状況ですが、限られた財源を活用のうえ行政サービスの向上を図るためには、公共施設のあり方を見直し、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

北区では、平成25年7月に建築物について「北区公共施設再配置方針」を策定し、「公共施設マネジメント方針 ～5つの視点～」を定めました。本計画においても、建築物についてはこの方針に基づき、以下の5つの視点から公共施設のマネジメントに取り組むこととします。

《視点1》 サービス水準をできる限り維持しながら、公共施設の総量を抑制し、将来コストを縮減する

サービス水準をできる限り維持しながら、公共施設の総量を抑制し、将来コストの縮減に努めます。

公共施設の建替えは、原則として耐用年数を経過した施設や区民ニーズ等に緊急的に対応するため耐用年数経過前でも建替えの必要性がある施設、また、総量抑制の観点から再配置の検討を終えた施設にのみ行うこととします。なお、建替えには多額の経費がかかるため、将来的にも存続させていく施設と削減する施設を決定し、優先度の高い施設から、計画的に建替えを進めていきます。

さらに、統廃合や複合化等を伴わない新たな施設の建設は、コスト面の将来負担が更に大きくなるため、今後は抑制し、将来コストの縮減に努めます。

《視点2》 施設サービスの費用対効果をモニタリングしながら、施設の長寿命化や管理運営の効率化を図る

施設サービスの費用対効果をモニタリングしながら、施設の長寿命化や管理運営の効率化を図ります。

区が保有する施設についての情報を一元的に管理し、施設にかかるコストを明確化しながら、効率的な管理運営が行える体制について検討します。

また、限られた財源によって提供する公共施設サービスには、施設利用の利用機会の均等性、平等性、利用によって恩恵を受ける受益者の負担の公平性が保たれなければなりません。施設の維持管理経費には区民税等も財源となっています。そのため、受益者負担公平性の観点から、必要に応じて見直しを図ります。

公共施設の修繕や更新に際しては、最優先すべき機能を持つ施設の維持補修・更新が確実に行われるように優先順位を整理し、効率的な計画を作成します。そのほか、学校等の所有と管理を分離などの管理体制を検討します。

《視点3》 「施設ありき」の考え方から転換し、施設から「機能」を切り離したうえで、施設の有効活用を図る

「施設ありき」の考え方を改め、施設から「機能」を切り離し、施設の有効活用を図ります。

これまでの公共施設の考え方では、区が提供する行政サービスごとに、必要な施設を整備してきました。一つの施設の中で、固定した行政サービスのみを提供していく考え方では、老朽化した全ての施設を改築せざるを得ません。こうした従来からの考え方を止め、区の事業として提供する行政サービスを一つの「機能」としてとらえ、「施設」と「機能」とを切り離したうえで、配置を検討していくことが重要となります。

今後は、「施設」ありきで、行政サービスを提供していくのではなく、地域の実情や区民ニーズに合わせ、どの「機能」をどのように配置していくべきかを見極めていく必要があります。

また、利用度・稼働率が低い施設等は、人口の減少や区民ニーズの変化によって役割の終えた機能を省きながら、不要となった施設は廃止していくことも必要です。「施設」を維持していくのではなく、必要な「機能」を維持していく観点で公共施設の配置を考えていくことで、行政サービスの水準を維持していくことが可能となります。

利用度・稼働率が低い施設や、時間帯によって利用度・稼働率に差がある施設では、一つのスペースを多目的に利用できるように工夫し、限られた資産を効率的に活用していくことで、行政サービスの充実を図ることができます。そのため、空きスペースや活用されていない部屋を持つ施設については、施設用途の転換を行い、より必要とされる「機能」を他施設から配置していくことも検討していく必要があります。

《視点4》 地域特性、人口動態による区民ニーズの変化を考慮し、国、都、他自治体との連携も視野に入れ、施設構成を対応させる

地域特性や人口動態による区民ニーズの変化を考慮し、国や都、他の自治体との連携を視野に入れた施設構成の対応を検討します。

北区の地域区分は、地域境界のわかりやすさを重視して、北区基本計画では、3地域7地区としています。3地域7地区に加え、北区全域と、さらに地域活動の単位である19のコミュニティ単位を含めて地域特性やニーズに配慮しながら、適正な行政サービスが提供できるように施設構成を適合させていきます。すべての地域に統一的な機能をもつ施設を配置するという考え方ではなく、地域のニーズに応じて、優先順位をつけた、機能面からの施設配置を地域の区分とあわせ検討します。

また、北区だけでなく国や東京都の施設、あるいは近隣の区との公共施設の相互利用等についても研究に取り組みます。

《視点5》 区民の安全・安心のため、学校等公共施設における防災機能を強化する

区民の安全・安心のために、学校等の公共施設の防災機能の強化を図ります。

公共施設の再配置を考えるうえで、日常的な施設の機能・役割だけでなく、災害時等の施設の機能・役割を考えておくことも非常に重要です。

区民に最も身近な公共施設である小中学校をはじめ、公共施設については耐震対策や災害時に安全の拠所となるよう防災機能の確保、充実を図ります。

特に、小中学校等については施設の規模が他の施設と比べて面積が大きく、避難所としての環境を確保しやすいため、災害時には安心して区民が避難し、備蓄物資などを円滑に受給できるよう機能を万全に備えることを目指します。

そのほか、地域内に配置されている公共施設すべてが、防災機能を充実することを目指すばかりでなく、連携を取りながらお互いに補い合い、災害時に必要とされる機能が果たせるよう、相互のネットワーク化を図ることを検討します。

また、公共施設だけでなく、区内の民間企業や私立学校等にも協力を得て、連携を図ることにより、避難所機能も含めそれぞれの地域エリアの防災機能を高めることを検討します。

6 フォローアップの実施

本計画は、長期的な取り組みとなっています。そのため、各施設の取り組み状況等を適切に把握するとともに、社会情勢の変化や国の制度変更などにも注視し、状況に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

また、計画を実行性のあるものとするため、各所管課において施設の個別計画を整理していきます。

第IV章 施設類型別の管理に関する基本方針 『施設類別編』

1 公共建築物

(1) 公共施設マネジメント方針を実現させるための方策

限られた財源を有効に活用し、必要な行政サービスを提供し続けるためには、公共施設を適切に維持していかなければなりません。そのためには、長期的・経営的な視点を持って、公共施設の総量抑制、老朽化対策、維持管理費の削減、財政負担の軽減等を図り、公共施設マネジメントを進めていく必要があります。

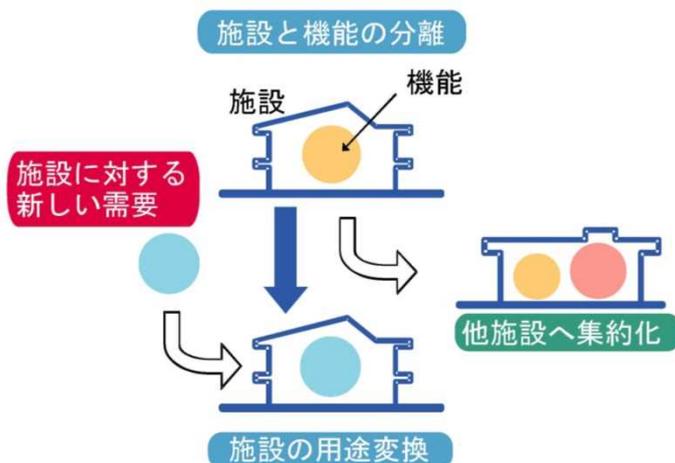
そのため、以下の『総量抑制のための 3 つの方策』及び『区民・民間事業者との協働による推進のための方策』の取り組みを進めることにより、公共施設マネジメント方針の実現を図ります。

1) 総量抑制のための 3 つの方策

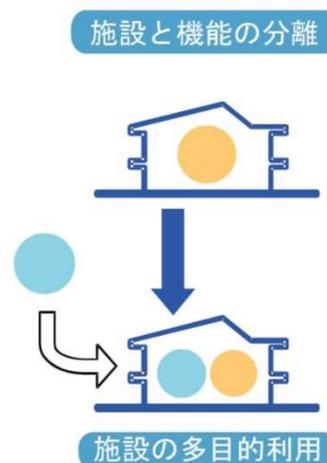
① 用途転換

「施設」と「機能」を切り離して考え、施設の多目的利用を図るとともに、利用度・稼働率の低い施設や空きスペースのある施設、学校等の施設跡地、遊休施設については、新しい需要に対応するための用途転換や周辺にある他の施設へ移転・集約するなどの有効活用を図ります。

【用途転換】

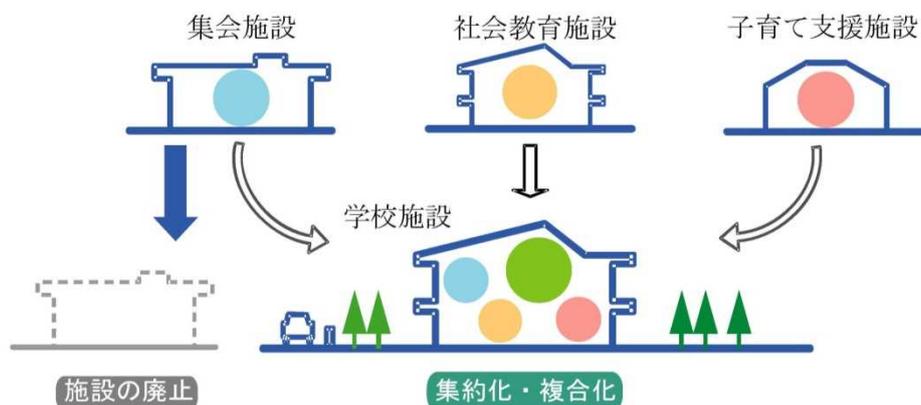


【多目的利用】



② 学校等の施設への集約化・複合化

学校施設をコミュニティ活動の拠点として位置付け、学校の建替えや改修時には、可能な範囲で周辺にある施設の集約化・複合化を図るとともに、その他の公共施設についても同様に、建替えや改修時には、周辺にある施設の集約化・複合化を図ります。



③ 統廃合・廃止の検討

老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設は、その原因を十分に検証し、その結果、区民ニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、施設の統廃合や廃止を行います。

なお、廃止した施設については、売却や貸付などにより、財源確保を図ります。



2) 区民・民間事業者との協働による推進のための方策

① 問題意識の共有と庁内体制の整備

北区では、公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、経営改革・公共施設再配置推進担当課を中心に取り組むこととしています。

今後は、新公会計制度の導入に基づき、新たに整備する固定資産台帳を活用して、情報の一元管理や現状の把握に努めながら、庁内の情報共有を図りつつ、施設の維持管理や運営経費などに対する職員のコスト意識を一層高めていきます。

また、公共施設の再配置にあたっては、施設の現状や将来コストなど様々な課題を区民と共有することが重要となるため、積極的な情報発信を行い、区民の理解を得ながら進めます。

② PFI 等 PPP 手法の導入

公共施設の建替え・改修、あるいは、管理運営面において、民間の手法を活用するとともに、民間からの投資が生かせる環境づくりを行い、効果的、効率的なサービスの提供とコストの縮減を図ります。

(2) 施設総量の削減目標

北区では、今後、老朽化した公共施設の建替えや改修など、多額の更新費用が必要となることから、現状のまま施設を維持し続けていくことが困難な状況となっています。しかしながら、子育て支援策や高齢者対策、災害に強いまちづくりといった優先課題へ積極的に取り組むとともに、公共施設に対する区民のニーズにも的確に対応していかなければなりません。

これまでも、北区では「北区経営改革プラン」に基づく行財政改革に取り組んできましたが、その取り組みの一つとして、将来にわたり持続可能な公共施設のあり方を考えていく必要があります。

そこで、公共施設の適正な維持保全を行い、建築物の長寿命化を図るとともに、「北区公共施設マネジメント方針～5つの視点～」及び「マネジメント方針実現のための方策」に基づく施設の見直しや有効活用によって、北区公共施設再配置方針策定年度である平成25年度を起点に(69万㎡)、その後の20年間で北区が保有する施設総量(総延床面積)を15%程度削減することを目標として取り組みを進めていきます。

なお、公共施設の総量削減といったハード面からの効率化を図るだけでなく、引き続き、経営改革の視点から事業の無駄を省き、事業を見直すといったソフト面からの効率化も積極的に図ることで、目標とする施設総量15%程度の削減をより軽減していくことが可能となります。

そのため、施設総量の削減目標については、その時々の方々の財政状況や人口の動向、区民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 施設類別基本方針

建築物の施設類型ごとの配置状況と方針については以下のとおりです。なお、配置状況は平成29年1月1日時点のものであるため、4、5ページに掲載の施設データと異なる場合があります。

1) 学校教育系施設(小学校・中学校)

① 小学校



【配置状況】

区の小学校施設は36校あります。地区別にみると、滝野川西地区で8校と最も多くなっています。延床面積では、最小 3,575 m²(谷端小)～11,975 m²(王子小)となっています。

【方針】

学校施設内で整備されている地域開放施設を、コミュニティ活動の拠点として位置付けます。

改築・改修の際には、可能な範囲で周辺にある施設との集約化・複合化を検討します。

② 中学校



【配置状況】

区の中学校施設は 12 校あります。地区別にみると、王子東地区、滝野川西地区で 3 校と最も多くなっています。延床面積では、最小 5,447 m²(田端中)～11,754 m²(王子桜中)となっています。

【方針】

学校施設内で整備されている地域開放施設を、コミュニティ活動の拠点として位置付けます。改築・改修の際には、可能な範囲で周辺にある施設との集約化・複合化を検討します。

2) 子育て支援系施設(保育園・幼稚園・児童館・児童室)

① 保育園・幼稚園



【配置状況】

区の区立保育園は 41 園、区立幼稚園は 6 園あります。区立保育園の運営は、41 園中 14 園で指定管理者制度を導入しています。

【方針】

保育園の指定管理者制度の導入等、運営方法を改善し、民営化の可能性を検討します。

幼稚園については、入園希望者数の動向を踏まえ、認定こども園への移行など、区立幼稚園の役割を検討します。

② 児童館・児童室



【配置状況】

地域の児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにするための児童館、児童室は、区内に 24 施設設置されています。

児童館、児童室は、区民センター内設置が 3 施設、保育園に併設されている施設が 8 施設、福祉施設と併設されている施設が 2 施設あります。学童クラブが併設されている児童館は 8 施設あります。

【方針】

「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき、放課後子どもプランの導入にあわせ、施設の再配置を検討します。

3) 社会教育系施設(図書館・文化センター)



【配置状況】

図書館は、全部で 15 施設あります。中央図書館の他、拠点館 2 館(赤羽図書館、滝野川図書館)、地区館 12 館があります。7 地区にそれぞれ 1~3 館配置されています。拠点館(赤羽、滝野川)はそれぞれ、赤羽会館内、滝野川会館内に設置されています。地区館 12 館の内、区民センター内に 8 館配置されています。

文化センターは、区内の赤羽、王子、滝野川の 3 地域に 1 施設ずつ配置しています。3 施設とも会議・集会機能を中心とした施設です。

【方針】

他区と比べ、図書館の整備は進んでいるため、今後、建替えなど施設の更新時には、学校図書館の機能充実による集約化や他の施設との複合化を検討します。

文化センターについては、老朽化に対する適切な維持補修と指定管理者制度の導入等による効率的な運営を図ります。

4) 会館系施設(北とぴあ・会館)



【配置状況】

区内には、区民生活文化の向上と福祉の増進を図るための赤羽会館、滝野川会館の 2 施設と産業と文化の拠点である「北とぴあ」の計 3 施設があります。ホール、会議室を中心とした施設を、王子、赤羽、滝野川の各地域に 1 施設ずつ配置しています。会議室以外にも、区民事務所、男女共同参画センター、NPO・ボランティアぷらざ、図書館、地域振興室、健康支援センター、文化センターなどを併設しています。

【方針】

老朽化に対する適切な維持補修と指定管理者制度の導入等による効率的な運営を図ります。

会館施設の集会機能やふれあい館等の類似施設との集約化、利用度・稼働率の低い施設の有効活用を図ります。

5) 地域交流系施設(ふれあい館・区民センターなど)



【配置状況】

ふれあい館は 21 館あり、7 地区に各 1～5 館配置されています。21 館のうち 12 館は区民センター内に設置されています。

区民センターは 12 施設あり、区内 7 地区にそれぞれ 1～3 施設配置されています。規模は、滝野川西区民センターの 6,414 m²が最大となり、上十条区民センターの 1,165 m²が最小となっています。上十条区民センターを除くすべての区民センターに、地域活動をサポートする地域振興室が設置されています。

【方針】

ふれあい館については、施設の利用状況や有効活用の観点から、多目的利用を検討するなど、高齢者福祉コーナーの役割を見直します。また、周辺にある施設との連携を図りながら、施設相互での機能の補完、施設の複合化、統廃合による施設総量の縮減を図ります。なお、規模が小さく利用の少ないふれあい館単独施設については統廃合・廃止を検討します。

区民センターは地区ごとの配置のあり方や施設として望ましい機能を検討します。また、地域にあわせた機能の効率化を図ります。

6) スポーツ系施設(体育館・プール・スポーツ多目的広場など)



【配置状況】

スポーツ機能を有する施設は、体育館、プール、運動場、野球場、サッカー場、テニスコート等があります。

その他にも、学校施設を活用した地区体育館、学校体育館開放や夜間校庭開放等があります。元気づらざ(地域交流系施設)には、清掃工場の余熱を利用したプール施設があります。

【方針】

スポーツ系施設は、学校利用と兼用することで、区民が利用可能となる施設を増やし、かつ効率的な運用を検討します。

7) 健康福祉系施設(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉)



【配置状況】

北区の健康福祉系施設は大きく分けて高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設があります。児童福祉施設のうち、保育園、児童館については子育て支援系施設にも該当するため子育て支援系施設に掲載しています。

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設の概要は別表のとおりです。

【方針】

健康福祉系施設については、指定管理者制度の導入等、運営方法を改善し、民営化の可能性を検討します。

第IV章 基本方針『施設類別編』

区分	種別	施設名	施設概要	併設施設
高齢者福祉施設	授産場	王子授産場	区内に居住する一般就労困難な高齢者の方が働く施設。	王子福祉作業所
		桐ヶ丘授産場		桐ヶ丘地域振興室
	老人いこいの家	志茂老人いこいの家	高齢者の方がレクリエーションや健康づくりなどで一日を楽しく過ごすことができる施設。	元気ぶらざ
		滝野川老人いこいの家		滝野川東区民センター
		名主の滝老人いこいの家		
	デイホーム	滝野川東デイホーム	地域支援事業の通所型介護予防施設。	滝野川東区民センター
		桐ヶ丘デイホーム		
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 浮間さくら荘	在宅で介護を受けることが困難な高齢者が入所し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理などのサービスが受けられる施設。	高齢者在宅サービスセンター
		特別養護老人ホーム 上中里つつじ荘		高齢者在宅サービスセンター
		特別養護老人ホーム 清水坂あじさい荘		高齢者在宅サービスセンター
		特別養護老人ホーム 桐ヶ丘やまぶき荘		高齢者在宅サービスセンター
	高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンター 浮間さくら荘	高齢者の自立した日常生活及び心身機能の維持向上を目指し、入浴や食事、日常生活訓練などのサービスを日帰り提供する施設。	特別養護老人ホーム
		高齢者在宅サービスセンター 上中里つつじ荘		特別養護老人ホーム
		田端高齢者在宅サービスセンター		
		滝野川西高齢者在宅サービスセンター		滝野川西区民センター
		高齢者在宅サービスセンター 清水坂あじさい荘		特別養護老人ホーム
		堀船高齢者在宅サービスセンター		
	高齢者在宅サービスセンター 桐ヶ丘やまぶき荘		特別養護老人ホーム	
障害者福祉施設	障害者福祉センター	障害者福祉センター	身体障害者、身体障害児、知的障害者、知的障害児及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された施設。	十条台区民センター（地域振興室、ふれあい館、児童館）
	福祉作業所	王子福祉作業所	知的障害のために就職できない方が、自宅から通所して作業を行い、作業知識や技術を覚え、集団生活の中で規則正しい生活習慣を身につけ、豊かな社会生活を営めるよう自立への援助を行う施設。	王子授産場
		赤羽西福祉作業所		赤羽西五丁目児童館、赤羽図書館
		たばた福祉作業所		滝野川健康支援センター
	福祉工房	赤羽西福祉工房	身体の障害のため就業能力が限られている18才以上の方を対象とした、主体性を大切に自立生活を送れるように支援を行う施設。	
	福祉園	あすなろ福祉園	障害程度の重い18歳以上の知的障害の方に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくりの支援を行う施設。	
若葉福祉園				
知的障害者グループホーム	神谷ホーム	将来自立を希望している知的障害者に生活の場を提供し、地域社会での自立生活の支援を行う施設。		
児童福祉施設	子ども家庭支援センター	育ち愛ほっと館	北区の「子ども家庭支援センター」と「ファミリー・サポート・センター」の機能を持った施設。	
	児童発達支援	子ども発達支援センター さくらんぼ園	運動や言葉、情緒などの心身の発達に遅れのある、あるいはその疑いのある就学前の子どもに対する、療育及び生活支援などを行う母子通園施設。	
	母子生活支援施設	浮間ハイマート	母と子の生活を守るための母子生活支援施設。	

8) 環境リサイクル系施設(エコー広場館・清掃事務所など)

※配置は平成 29 年 1 月 1 日時点



【配置状況】

環境リサイクル系施設は、清掃事務所等 4 施設、エコー広場館 4 施設、みどりと環境の情報館、自然ふれあい情報館があります。エコー広場館はリサイクル生活文化の振興を図る区民のリサイクル活動の拠点です。みどりと環境の情報館は、みどりへの関心を深めるための施設です。自然ふれあい情報館は、楽しみながら自然環境への理解を深めるための施設です。

【方針】

将来的に区が保有すべき施設を精査していきます。

9) 行政系施設(庁舎・区民事務所・地域振興室)

① 庁舎・区民事務所分室



※配置は平成 29 年 1 月 1 日時点

【配置状況】

行政運営を行うための主な施設として、第一庁舎～第五庁舎、区民事務所等があります。

区民事務所・分室は、全部で 10 施設あります。区民事務所が赤羽地区、王子地区、滝野川地区に各 1 施設、分室が 7 地区に各 1 施設設置されています。区民事務所のうち、区役所第二庁舎に 1 施設、滝野川会館に 1 施設設置されています。

【方針】

7 施設で合計 20%程度の利用に留まる区民事務所分室について、役割の見直しを行い、施設の複合化、統廃合・廃止を検討します。

② 地域振興室



【配置状況】

地域振興室は全部で 19 施設あります。そのうち、広域対応施設である赤羽、滝野川会館内に 2 施設（赤羽地域振興室、西ヶ原東地域振興室）、区民センター内に設置されている地域振興室が 11 施設あります。

【方針】

改めて、地域振興室の果たす役割を確認したうえで、他の施設との複合化や会議室・活動コーナーの見直しを検討します。

10) 区営住宅



【配置状況】

区営住宅は 13 団地あり、合計で 25 棟、管理戸数 620 戸となっています。

【方針】

区営住宅の役割の見直しを行うとともに、老朽化した施設に対する適切な維持補修による長寿命化を図り、建替え時には施設の集約化(高度化)を検討します。

11) 区外施設(しらかば荘、岩井学園)

名称	所在地	建築年度	構造	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
那須高原学園 (しらかば荘)	栃木県 那須郡那須町大字湯本 206	昭和 62 改築	鉄筋コンクリート	12,364	4,067
岩井学園	千葉県 南房総市久枝 414 番地	平成 11	鉄筋コンクリート	8,452	4,949
甘楽ふるさと館	群馬県 甘楽郡甘楽町大字小幡 2014-1	昭和 62	鉄筋コンクリート	12,144	779



那須高原学園(しらかば荘)



岩井学園



甘楽ふるさと館

【配置状況】

「那須高原学園(しらかば荘)」は、夏休みは区内の中学校の教育活動拠点・校外施設として活用されています。区主催事業の利用がない期間は一般の区民の方に開放され、レクリエーションや研修の場として利用されています。「岩井学園」は、区立小中学校の児童・生徒の体験学習等の教育活動の拠点及び健康増進、教育研修活動の振興のために設置された校外施設となっています。「甘楽ふるさと館」は、北区民が良好な自然環境の中でスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる保養施設です。

【方針】

区外施設については、そのあり方、役割の見直しを行います。

2 インフラ施設

(1) 道路

1) 方針

道路は、その多くが昭和 40 年代の高度成長期に整備したもので老朽化が進んでいますが、道路は区民の日常生活に密着した施設のため、今後も道路機能を保持し、安全で円滑な交通の確保に努めていきます。

① 点検

道路補修車、パトロールカーを併用して巡回調査を実施するとともに、5 年ごとに路面性状調査や路面下空洞調査を行い、現状及び危険箇所の把握を行います。

② 維持修繕

道路の維持管理については破損路面の小修繕、道路清掃、側溝柵類などの排水施設の清掃、防護柵や道路標識等の交通安全施設の保守修繕等を行います。道路保全に万全を期すために日常軽易な補修は直営作業により行い、交通量の多い路線や深夜作業で補修しなければならない路線、休日などの緊急を要する工事については契約業者による維持・修繕を行います。

また、歩車道が分離されている主要路線については機械力による道路清掃を実施するとともに、駅前広場等のカラー舗装洗浄や北区全域を3年に1回のローテーションで透水性舗装の再生洗浄を実施します。

③ 防犯対策・省エネルギー化

街灯については平成 21 年度から老朽化した水銀灯を LED 照明街灯へ計画的に改修しており、今後も夜間における交通安全及び防犯対策を行うとともに省エネルギー化に取り組めます。



稲付遊歩道



外語大跡地周辺道路



赤羽台団地西側道路



道路状況①



道路状況②



道路状況③

(2) 橋りょう

1) 方針

区が管理する橋りょうは、架設後 20 年から 50 年の橋りょうが全体の 7 割となっており、20 年後には架設後 50 年を経過する橋りょうが現在の 32%(10 橋)から 74%(23 橋)に増加します。

今後急速に高齢化が進む管理橋りょうに対して、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の対症療法的な修繕・架替えから予防保全への転換を行うとともに、修繕・架替え費用の縮減化を図ります。

① 点検

健全度の把握については、国土交通省の「道路橋定期点検要領」等に基づいて 5 年に 1 回、近接目視点検を基本とした定期点検により把握します。

② 維持管理

橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として「道路パトロール」を実施するとともに、清掃や土砂詰まりの除去等、比較的対応が容易なものについては日常の維持作業により措置します。

③ 修繕計画

対象橋りょうごとに概ねの次回の点検時期及び修繕内容・時期を検討し、修繕リストを作成します。なお、点検により修繕が必要な損傷が見つかった場合は、修繕リストに加えて修繕を行います。年度の修繕費用が予算を超える場合は、健全度が低い橋りょうを優先し、健全度が同程度の場合は耐久性が低い橋りょうを優先します。

④ 地震時の対応

震度 5 以上の地震が発生した時、北区の「道路・橋梁被害状況調査要領(震災編)」に基づいて、橋りょうの被害状況を調査します。

⑤ 費用の縮減

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防保全等の実施を徹底することにより、修繕・架替えにかかる事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) 公園

1) 方針

公園は、昭和 50 年代までの開設が多く、開園後 30 年を経過したものが大半を占めていることから遊具や工作物等の老朽化が進んでいます。そのため、平成 26 年 7 月に策定した公園施設長寿命化計画に基づき点検、補修、更新を計画的に行うことで、公園機能を保全し、安全対策を強化します。

同時に、公園施設の長寿命化を図るとともに、中長期的な維持管理費用の抑制及び補修や更新費用の平準化を行います。

① 日常点検・維持保全

維持保全については、区職員および委託業者による巡回により日常点検を随時実施します。日常点検において、部材の劣化や損傷が見られた場合は、速やかに部材の交換等の応急的な修繕を行います。早期対応が困難な損傷の場合には、使用禁止の措置をとる等安全の確保を図ります。

② 定期点検・修繕

予防保全型管理とする遊具および各種設備(法令などの規定による点検が必要な施設を含む)については、年に 1 回定期点検を実施し、損傷等を早期に把握するとともに劣化の評価を行います。その後、補修計画を作成し計画的な修繕を行うとともに、必要に応じて更新等の対応を行います。

③ 施設の種類・規格の見直し

遊具を更新する際には、既存の遊具と同等の機能の確保に配慮しつつ、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 2 版)」を基に、遊具の種類や設置数の見直しを行い適切な安全措置を講じます。

また、東京都の建築物バリアフリー条例に適合していないような古い規格の便所については、更新時には建築物バリアフリー条例に適合するような規格のものに変更を行います。

④ 費用の縮減

施設の更新や部材の交換時には、コスト縮減に向けて規格の統一化や耐摩耗性の高い製品及び交換サイクルの長い製品について検討します。

予防保全型管理を導入し、劣化が顕著になる前に補修や更新を計画的に実施することで、維持管理費用の縮減化や平準化を図ります。

資料編

1 公共施設等総合管理計画の概要：総務省資料

平成 26 年 4 月 22 日
自治財政局財務調査課

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当) 〕
〔 地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

2 インフラ施設

(1) 橋りょう

No.	橋梁名	路線名	橋長(m)	架設年度	維持・補修実施年度 (直近)
1	十条跨線橋	特別区道北 1010 号(東北本線)	45.31	1927	平成 26 年度
2	東十条北口跨線人道橋	特別区道北 1437 号(東北本線)	90.87	1931	平成 24 年度
3	童橋	特別区道北 95 号(都 458 号)	19.53	1933	平成 24 年度
4	田端ふれあい橋	特別区道北 2004 号(山手線)	135.00	1935	平成 18 年度
5	中里跨線橋	特別区道北 62 号(山手線)	18.00	1954	平成 21 年度
6	新河岸橋	特別区道北 1290 号(新河岸川)	91.00	2009	—
7	新堀橋	特別区道北 1067 号(石神井川)	23.10	1964	平成 23 年度
8	滝野川橋	特別区道北 26 号(石神井川)	20.00	1961	平成 19 年度
9	新田橋	特別区道北 12691 号(隅田川)	114.00	1961	平成 26 年度
10	豊石橋	特別区道北 1034 号(石神井川)	27.40	1964	平成 27 年度
11	新柳橋	特別区道北 1263 号(石神井川)	21.46	1964	平成 27 年度
12	富士見橋	特別区道北 63 号(山手線)	15.00	1967	平成 22 年度
13	稻荷前跨線人道橋	特別区道北 1003 号(東北本線)	43.20	1967	平成 22 年度
14	御坊坂跨線人道橋	特別区道北 79 号(東北本線)	83.50	1968	平成 24 年度
15	観音橋	特別区道北 26 号(石神井川)	20.30	1974	平成 9 年度
16	紅葉橋	特別区道北 68 号(石神井川)	21.61	1978	平成 20 年度
17	岩淵橋	特別区道北 1963 号(新河岸川)	65.40	1980	平成 19 年度
18	車坂跨線橋	特別区道北 66 号(京浜東北線)	63.72	1983	平成 25 年度
19	車坂跨線人道橋	特別区道北 66 号(京浜東北線)	68.95	1984	平成 21 年度
20	地藏坂跨線人道橋	特別区道北 1010 号(東北本線)	62.95	1985	平成 26 年度
21	中の橋	特別区道北 1287 号(新河岸川)	60.00	1987	平成 23 年度
22	森の下橋	特別区道北 1313 号(石神井川)	7.42	1988	平成 21 年度
23	十条台橋	特別区道北 1964 号(埼京線)	26.00	1988	平成 13 年度
24	新河岸大橋	特別区道北 1291 号(新河岸川)	100.40	1988	平成 21 年度
25	東台橋	特別区道北 4 号(都 458 号)	22.00	1992	平成 20 年度
26	上中里さわやか橋	特別区道北 50 号(東北本線)	33.9.0	1998	平成 20 年度
27	稲田小学校前歩道橋	特別区道北 1272 号	17.00	1971	平成 21 年度
28	上中里横断歩道橋	特別区道北 65 号	18.60	1972	平成 28 年度
29	新柳橋横断歩道橋	特別区道北 1186 号(石神井川)	26.90	1972	(閉鎖管理中)
30	新堀橋横断歩道橋	特別区道北 1067 号(石神井川)	27.10	1972	平成 27 年度
31	赤羽台団地歩道橋	特別区道北 2006 号	12.10	1991	平成 21 年度

(2) 公園

① 公園・緑地

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	南谷端公園	滝野川 7-42-1	7,138.67	昭 24.6.21	
2	西中里公園	中里 2-15-1	2,119.75	昭 25.3.31	
3	東田端公園	東田端 2-5-18	1,913.88	昭 25.3.31	
4	北谷端公園	滝野川 7-14-1	3,180.32	昭 18.3.27	昭 25.10.1
5	神谷公園	神谷 2-33-6	3,772.23	昭 13.4.29	昭 25.10.1
6	志茂町公園	志茂 1-5-1	2,604.33	昭 18.4.28	
7	島下公園	赤羽西 6-10-12	3,396.48	昭 26.10.30	昭 27.4.1
8	袋町公園	赤羽北 3-11-10	7,231.97	昭 26.11.1	昭 27.4.1
9	王子本町公園	王子本町 2-29-8	1,739.61	昭 28.9.1	
10	柳田公園	王子 1-20-1	2,299.82	昭 26.11.1	昭 28.4.1
11	北運動公園	神谷 2-47-6	23,794.02	昭 30.6.1	
12	王子駅前公園	王子 1-7-1	1,768.89	昭 30.10.1	
13	浮間北公園	浮間 1-11-11	3,131.98	昭 33.5.26	
14	稲付公園	赤羽西 3-19-5	7,994.76	昭 35.10.15	
15	東王子公園	堀船 2-19-18	718.31	昭 35.10.15	
16	西ヶ原公園	西ヶ原 4-18-1	2,171.58	昭 35.10.15	
17	東中里公園	中里 1-12-2	1,645.38	昭 35.10.15	
18	赤羽公園	赤羽南 1-14-17	11,532.85	昭 35.10.15	
19	浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	3,361.44	昭 35.10.15	
20	神谷南公園	神谷 1-32-4	805.93	昭 38.5.13	
21	飛鳥山公園	王子 1-1-3	73,788.38	明 6.10.19	昭 40.4.1
22	堀船公園	堀船 2-10-5	2,991.35	昭 35.10.15	
23	新荒川大橋緑地	赤羽 2-29 先	90,682.04	昭 38.3.5	昭 40.4.1
24	豊島公園	王子 6-3-45	6,049.51	昭 40.12.16	
25	十条公園	十条台 2-5-13	2,486.25	昭 40.12.16	
26	赤羽東公園	赤羽 1-43-1	778.85	昭 40.12.16	
27	田端台公園	田端 1-28-23	3,390.85	昭 40.12.16	
28	田端新町公園	田端新町 1-22-18	1,671.37	昭 40.12.16	
29	桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43	50,987.73	昭 43.7.1	
30	田端公園	田端 3-23-24	1,658.23	昭 44.10.1	
31	稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19	昭 45.6.26	
32	中十条公園	中十条 2-12-12	728.85	昭 47.4.1	
33	王子五丁目公園	王子 5-17-26	1,908.11	昭 47.7.1	
34	浮間三丁目公園	浮間 3-4-47	1,172.73	昭 47.7.1	
35	志茂東公園	志茂 3-46-8	2,727.50	昭 44.4.1	
36	東豊島公園	豊島 5-5-15	13,211.28	昭 49.9.30	
37	王子三丁目公園	王子 3-23-33	984.70	昭 50.4.1	
38	名主の滝公園	岸町 1-15-25	20,789.52	昭 35.11.2	昭 50.4.1
39	荒川赤羽緑地	赤羽 3-29-22 先	41,315.66	昭 45.6.1	昭 50.4.1
40	王子六丁目公園	王子 6-2-60	1,636.69	昭 50.7.12	
41	田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13	994.45	昭 50.7.12	
42	中央公園	十条台 1-2-1 外	79,243.30	昭 51.4.1	
43	堀船第2公園	堀船 2-27-17	1,774.03	昭 51.4.1	
44	白山堀公園	堀船 3-11-17	2,457.67	昭 51.4.1	
45	西が丘三ツ和公園	西が丘 2-4-1	2,015.79	昭 51.9.30	
46	堀船第3公園	堀船 2-22-3	1,235.48	昭 51.12.9	
47	赤羽三丁目公園	赤羽 3-23-19	1,610.90	昭 52.6.21	
48	神谷堀公園	王子 5-28	4,966.57	昭 54.4.1	
49	堀船一丁目公園	堀船 1-15-9	1,283.32	昭 55.4.1	
50	音無さくら緑地	王子本町 1-6 先	3,192.13	昭 55.4.1	
51	音無こぶし緑地	滝野川 4-29 先	1,849.80	昭 55.4.1	
52	音無もみじ緑地	滝野川 4-2 先	6,271.04	昭 56.4.1	
53	新河岸川緑地	岩淵町 41 先・赤羽 3-29 先	8,637.16	昭 58.4.25	

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
54	浮間一丁目緑地	浮間 1-8-1	3,874.33	昭 58.7.11	
55	音無けやき緑地	滝野川 3-77-8	1,675.73	昭 59.4.1	
56	音無みずき緑地	滝野川 4-8-10	102.71	昭 59.12.22	
57	赤羽台公園	赤羽台 3-16-1	6,511.56	昭 61.4.1	
58	音無くぬぎ緑地	滝野川 4-33-13	2,757.37	昭 62.7.1	
59	滝野川公園	西ヶ原 2-1-8	15,837.06	昭 62.10.5	
60	音無かつら緑地	滝野川 5-58-18	94.70	昭 63.4.1	
61	音無親水公園	王子本町 1-1-1 先	5,461.33	昭 63.5.23	
62	赤羽台四丁目公園	赤羽台 4-17-46	4,521.06	平 4.4.1	
63	赤羽緑道公園	赤羽台 3-18-33	18,821.11	平 4.4.1	
64	童橋公園	田端 5-1-5	1,095.69	平 6.2.1	
65	清水坂公園	十条仲原 4-2-1	20,647.33	平 6.4.1	
66	荒川赤羽桜堤緑地	赤羽 3-29 先・岩淵町 41 先	12,334.60	平 6.4.1	
67	荒川岩淵関緑地	岩淵町 23-45 先	49,600.81	平 6.7.1	
68	音無えのき緑地	滝野川 4-9-17	831.52	平 8.4.1	
69	荒川赤水門緑地	志茂 5-41-82 先	3,977.36	平 8.4.1	
70	十条野鳥の森緑地	上十条 1-22-30	1,035.79	平 8.4.1	
71	豊島馬場遺跡公園	豊島 8-27-1	2,840.00	平 11.4.1	
72	赤羽自然観察公園	赤羽西 5-2-34	54,020.13	平 11.4.1	
73	新河岸東公園	浮間 4-27-1	49,906.54	平 15.4.1	
74	南橋公園	中十条 1-1-15	520.32	平 17.4.1	
75	王子四丁目公園	王子 4-1-16	1,264.37	平 17.4.1	
76	醸造試験所跡地公園	滝野川 2-6-30	6,561.43	平 18.4.1	
77	赤羽台さくら並木公園	赤羽台 4-17-5	12,796.32	平 19.4.1	
78	豊島五・六丁目公園	豊島 6-11-12	1,500.04	平 19.4.1	
79	あすか緑地	豊島 2-10 先	3,470.14	平 19.4.1	
80	栄町ふれあい公園	栄町 33-2	1,575.43	平 20.4.1	
81	赤羽スポーツの森公園	赤羽西 5-2-32	35,919.86	平 22.4.1	
82	志茂ゆりの木公園	志茂 5-18-1	4,247.89	平 22.4.1	
83	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原 4-51-62	21,878.00	平 22.4.1	
84	志茂三丁目小柳川公園	志茂 3-26-5	2,674.80	平 24.7.1	

② 児童遊園

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18	390.10	昭 23.3.31	
2	中十条二丁目児童遊園	中十条 2-14-19	283.27	昭 23.3.31	
3	豊川児童遊園	豊島 3-11-11・豊島 7-7-4	552.18	昭 23.3.31	
4	豊島八幡児童遊園	豊島 2-19-15	653.17	昭 23.3.31	
5	王子三丁目児童遊園	王子 3-24-1	2,420.87	昭 26.3.31	
6	赤羽南二丁目児童遊園	赤羽南 2-7-6	1,121.84	昭 26.3.31	
7	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	528.31	昭 26.3.31	
8	上田端児童遊園	田端 4-18-1	326.15	昭 27.3.6	
9	熊野児童遊園	志茂 4-19-12	873.22	昭 27.3.6	
10	四本木児童遊園	滝野川 3-61-8	689.77	昭 27.7.31	
11	八幡山児童遊園	中十条 4-15-24	3,494.36	昭 31.9.15	
12	船方児童遊園	堀船 4-13-28	1,535.08	昭 31.12.25	
13	十条駅前児童遊園	上十条 2-27-15	57.05	昭 33.10.1	
14	西が丘二丁目児童遊園	西が丘 2-14-3	220.10	昭 34.11.28	
15	赤羽三和児童遊園	赤羽西 4-27-27	1,071.76	昭 37.3.5	
16	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	757.84	昭 37.12.20	
17	豊島七丁目北児童遊園	豊島 7-24-4	587.62	昭 39.2.11	
18	志茂三丁目児童遊園	志茂 3-18-3	328.64	昭 41.10.5	
19	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北 1-10-8	1,272.87	昭 43.7.1	

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
20	滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	780.45	昭 44.4.1	
21	田端新町一丁目児童遊園	田端新町 1-17-8	989.45	昭 44.4.1	
22	堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21	566.94	昭 44.4.1	
23	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	633.12	昭 44.4.1	
24	堀船四丁目西児童遊園	堀船 4-4-35	246.67	昭 44.10.1	
25	大原児童遊園	滝野川 1-78-8	331.62	昭 45.6.26	
26	西が丘児童遊園	西が丘 2-22-11	271.74	昭 45.6.26	
27	赤羽台三丁目児童遊園	赤羽台 3-21-35	250.85	昭 45.6.26	
28	堀船二丁目児童遊園	堀船 2-25-13	440.93	昭 45.6.30	
29	赤羽北児童遊園	赤羽北 1-5-4	219.28	昭 45.6.30	
30	王子六丁目児童遊園	王子 6-2-60	787.05	昭 45.12.15	
31	栄町南児童遊園	栄町 7-12	243.70	昭 47.7.1	
32	栄町北児童遊園	栄町 24-12	204.58	昭 47.7.1	
33	上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15	307.73	昭 47.7.1	
34	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2	363.92	昭 47.7.1	
35	赤羽三丁目児童遊園	赤羽 3-26-8	706.31	昭 47.7.1	
36	中十条三丁目児童遊園	中十条 3-7-1	364.64	昭 48.3.31	
37	西ヶ原三丁目児童遊園	西ヶ原 3-19-8	308.05	昭 48.6.23	
38	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先	269.48	昭 48.6.23	
39	堀船三丁目児童遊園	堀船 3-1-16	1,245.85	昭 49.6.19	
40	堀船一丁目児童遊園	堀船 1-5-6	373.34	昭 50.4.1	
41	志茂五丁目児童遊園	志茂 5-39-3	323.89	昭 50.4.1	
42	上中里一丁目児童遊園	上中里 1-38-1	226.37	昭 50.7.12	
43	滝野川五丁目児童遊園	滝野川 5-42-32	431.45	昭 50.7.12	
44	岸町二丁目児童遊園	岸町 2-5-16	326.23	昭 50.7.12	
45	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10	333.37	昭 50.7.12	
46	旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-3	321.90	昭 52.4.1	
47	豊島七丁目児童遊園	豊島 7-31-1	917.74	昭 52.6.21	
48	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11	483.23	昭 52.10.1	
49	赤羽北三丁目児童遊園	赤羽北 3-18-8	794.31	昭 53.6.30	
50	西が丘一丁目児童遊園	西が丘 1-44-7	696.51	昭 53.12.13	
51	赤羽西六丁目児童遊園	赤羽西 6-3-10	489.86	昭 54.4.1	
52	西が丘南児童遊園	西が丘 2-15-10	354.92	昭 54.4.1	
53	浮間中央児童遊園	浮間 3-34-21	709.92	昭 54.4.1	
54	西ヶ原一丁目児童遊園	西ヶ原 1-9-4	350.49	昭 54.4.1	
55	堀船三丁目西児童遊園	堀船 3-16-3	424.93	昭 56.4.1	
56	滝野川三丁目児童遊園	滝野川 3-80-3	700.57	昭 56.4.1	
57	十条仲原二丁目児童遊園	十条仲原 2-15-14	53.31	昭 56.12.14	
58	東田端二丁目児童遊園	東田端 2-13-7	565.91	昭 57.10.1	
59	昭和町児童遊園	昭和町 3-9-10	1,191.54	昭 58.4.1	
60	豊島四丁目南児童遊園	豊島 4-14-1	266.65	昭 58.4.1	
61	志茂五丁目東児童遊園	志茂 5-21-12	273.02	昭 58.12.12	
62	浮間一丁目児童遊園	浮間 1-7-13	1,037.81	昭 58.12.12	
63	西ヶ原二丁目児童遊園	西ヶ原 2-19-11	700.42	昭 59.4.1	
64	赤羽北三丁目第一児童遊園	赤羽北 3-14-6	806.10	昭 59.4.1	
65	浮間二丁目東児童遊園	浮間 2-2-5	605.68	昭 59.7.1	
66	浮間二丁目西児童遊園	浮間 2-26-44	1,645.71	昭 59.7.1	
67	王子五丁目児童遊園	王子 5-2-13	1,077.72	昭 59.7.1	
68	浮間三丁目児童遊園	浮間 3-24-14	728.85	昭 62.4.1	
69	袋児童遊園	赤羽北 2-22-10	832.13	昭 62.4.1	
70	栄町西児童遊園	栄町 40-2 先	323.65	昭 62.4.1	
71	東十条一丁目高架下児童遊園	東十条 1-7 先	621.27	昭 62.4.1	
72	東十条二丁目高架下児童遊園	東十条 2-1-14	464.98	昭 62.4.1	
73	地藏坂下児童遊園	東十条 3-18-44	106.97	昭 63.4.1	
74	北赤羽駅高架下児童遊園	浮間 3-1-51	761.19	昭 63.4.1	
75	浮間三丁目高架下児童遊園	浮間 3-32-3	605.37	昭 63.4.1	

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
76	浮間四丁目高架下児童遊園	浮間 4-1-9	568.04	昭 63.4.1	
77	志茂四丁目児童遊園	志茂 4-46-6	1,322.44	平 3.4.1	
78	滝野川菊谷児童遊園	滝野川 6-43-1	468.71	平 4.4.1	
79	中里三丁目児童遊園	中里 3-22-9	1,472.05	平 5.11.1	
80	ちんちん山児童遊園	岸町 2-1-11 先	745.90	平 6.4.1	
81	中十条一丁目児童遊園	中十条 1-20-9	437.45	平 7.2.1	
82	志茂五丁目南児童遊園	志茂 5-4-11	328.80	平 7.4.1	
83	神谷三丁目南児童遊園	神谷 3-37-4	360.13	平 7.4.1	
84	十条仲原四丁目児童遊園	十条仲原 4-10-5	384.91	平 7.4.1	
85	東十条南児童遊園	東十条 1-2-1	1,477.47	平 9.4.1	
86	八幡通り児童遊園	滝野川 5-10-1	898.77	平 9.4.1	
87	田端西台児童遊園	田端 5-14-1	380.33	平 9.4.1	
88	豊島七丁目南児童遊園	豊島 7-4-1	743.65	平 10.4.1	
89	上中里三丁目児童遊園	上中里 3-12-4	617.28	平 11.4.1	
90	神谷一丁目児童遊園	神谷 1-5-11	313.22	平 13.4.1	
91	上十条四丁目児童遊園	上十条 4-17-2	451.91	平 15.4.1	
92	こはら児童遊園	滝野川 5-1 先	320.57	平 16.4.1	
93	赤羽西六丁目第二児童遊園	赤羽西 6-38-4	370.88	平 17.4.1	
94	赤羽西六丁目第三児童遊園	赤羽西 6-8-1	493.06	平 17.4.1	
95	昭和町ふれあい児童遊園	昭和町 1-5-14	645.00	平 25.4.1	
96	志茂四わかば児童遊園	志茂 4-31-1	1,103.26	平 28.4.1	

③ 遊び場

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	滝野川一丁目遊び場	滝野川 1-23	85.78	昭 38.11.1	
2	中里台遊び場	中里 3-10-1	836.84	昭 41.6.1	
3	稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	134.00	昭 51.3.16	
4	堀船緑地(仮称)遊び場	堀船 3-1 先	2,554.14	昭 60.8.5	
5	豊島三丁目遊び場	豊島 3-7	1,462.02	昭 61.9.1	
6	上十条五丁目遊び場	上十条 5-4-2	314.73	平 6.3.18	
7	赤羽諏訪緑地	赤羽北 2-3-1	2,716.57	平 6.4.26	
8	王子一丁目遊び場	王子 1-13-10	281.82	平 6.7.1	
9	王子五丁目遊び場	王子 5-22-3	123.15	平 7.4.14	
10	上十条五丁目東緑地	上十条 5-3-1	437.77	平 8.4.1	
11	上中里二丁目遊び場	上中里 2-2 先外	2,273.97	平 11.4.1	
12	豊島八丁目遊び場	豊島 8-30-20	2,500.00	平 13.5.7	
13	紅葉遊び場	滝野川 3-78-3	266.76	平 19.7.30	
14	豊島五丁目遊び場	豊島 5-6-1	7,940.00	平 20.8.18	

④ まちかど広場

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
1	権現坂	岸町 1-4	42.82	昭 61	
2	西ヶ原三丁目	西ヶ原 3-41	123.49	昭 62	
3	名主の滝	岸町 1-15	88.47	平元	
4	西ヶ原三丁目南	西ヶ原 3-32-9	89.71	平 2	
5	ゲーテ記念館前	西ヶ原 2-36-2	81.66	平 2	
6	上十条二丁目	上十条 2-14	100.75	平 4	
7	田端三丁目まちかど広場	田端 3-13	33.02	平 5	
8	井頭まちかど広場	岸町 2-9-16	11.31	平 6	
9	王子二丁目まちかど広場	王子 2-15-17	124.06	平 9	

No.	名称	所在地	面積(㎡)	開園年月日	移管年月日
10	上十条四丁目まちかど広場	上十条 4-1-1	85.76	平 9	
11	上三ふれあい広場	上十条 3-8	117.36	平 10	
12	岩淵かつば広場	岩淵町 28	116.77	平 10	
13	上四虹ひろば	上十条 4-12-14	116.19	平 13	
14	上三ふじ広場	上十条 3-2-10	79.24	平 15	
15	上一西防災ふれあい広場	上十条 1-19-8	269.10	平 15	
16	上四みんなの広場	上十条 4-14-14	162.90	平 21	
17	西部つどい広場	西ヶ原 4-59-3	133.20	平 26	

北区公共施設等総合管理計画

平成 29 年 2 月

発 行 北区政策経営部
経営改革・公共施設再配置推進担当課
北区王子本町 1-15-22
電話 03-3908-9334（直通）

刊行物登録番号

28-1-116